

湖南省子ども計画

〈案〉

令和7年3月

湖 南 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5
5 計画の対象	5
6 計画の策定体制	6
第2章 湖南省の現状および課題	9
1 湖南省の状況	10
2 湖南省の子育て世帯やこども・若者を取り巻く課題	20
第3章 計画の基本理念、基本方針	27
1 基本理念	28
2 基本的な視点	29
3 基本方針	33
4 施策の体系	35
第4章 施策の展開	37
基本方針1 みんなで支える湖南省のこどもと子育て	38
【重点課題と取組】	38
施策の方向（1）親育ち・親のサポート	38
施策の方向（2）仕事と育児の両立支援	39
施策の方向（3）地域で支える子育て	40
施策の方向（4）子育てにおける多様なニーズへの支援	42
基本方針2 多様なニーズに応える子育て支援	44
【重点課題と取組】	44
施策の方向（1）教育・保育の充実	44
施策の方向（2）保育人材の確保と育成・資質の向上	46
施策の方向（3）特別な支援を必要とする児童・生徒へのサポート	47
施策の方向（4）多様な子育ての支援の充実	52
基本方針3 こどもと子育てをとりまく環境づくり	55
【重点課題と取組】	55
施策の方向（1）子育て世帯に対する切れ目のない支援	55
施策の方向（2）夫婦がともに担う子育て	58
施策の方向（3）児童・生徒・若者の育成	59
施策の方向（4）安心・安全な子育て環境	62
基本方針4 青年期における若者への支援	64
【重点課題と取組】	64
施策の方向（1）高等教育の修学支援	64
施策の方向（2）就労支援、雇用と経済基盤の安定	65

第5章 子ども・子育て支援事業 量の見込みと確保方策	67
1 教育・保育提供区域の設定	68
2 児童数の推計	69
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	70
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	80
(1) 利用者支援事業	80
(2) 時間外保育事業	81
(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	82
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	86
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	87
(6) 地域子育て支援拠点事業	88
(7) 一時預かり事業（在園児対象型）	89
(8) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	92
(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	94
(10) 妊婦に対する健康診査	95
(11) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童などの支援に資する事業）	96
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	97
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	97
(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）	97
(15) 児童育成支援拠点事業（新規）	98
(16) 親子関係形成支援事業（新規）	98
(17) 妊婦等包括相談支援事業（新規）	98
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）	99
(19) 産後ケア事業（新規）	100
5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進	101
(1) 教育・保育の一体的提供	101
(2) 教育・保育などの質の確保及び向上	101
(3) 小学校との連携の推進	101
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	101
第6章 計画の推進	103
1 計画の推進体制	104
2 計画の進行管理	104
3 各基本方針における目標	105

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景

我が国の急速な少子高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーの潜在、若年層の自殺者数の増加など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、人工知能（AI）、情報通信技術（ICT）といった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術は急速に進展し、人間関係の構築や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、こどもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現や、次世代のこどもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができるよう社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』のもと、全国市町村で『子ども・子育て支援事業計画』が一齐に策定されました。待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化などの子ども・子育て支援の充実が図られてはきましたが、近年の保育へのニーズは多岐におよび、さらなる増加の一途をたどっています。

一方、平成6年の国連の子どもの権利条約批准後も進まずにいた法整備が、長い年月を経て、令和5年によろやく『こども基本法』として施行され、同時に『こども家庭庁』が発足しました。『こども基本法』では、すべてのこどもが個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境にかかわらずその権利の擁護が図られ、将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども施策を総合的に推進することとされています。

『こども基本法』に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める『こども大綱』が閣議決定され、こども・若者の人格・個性の尊重と権利の保障、ライフステージに応じた切れ目のない支援など、6つの基本的な方針および重要事項が示されました。

また、それらの具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである『こどもまんなか実行計画2024』が令和6年に策定され、こどもや若者の権利の保障に関する取組や少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にある、こども・若者やその家族への支援に係る施策などがまとめられました。

2 計画策定の趣旨



湖南省においては、令和3年に策定した『第二次湖南省総合計画後期基本計画』で、まちの将来像「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」の実現に向けて、「自立と協働のしくみ」、「暮らしの創造」、「まちの基盤」の3つの視点のもと、6つのまちづくりの目標を定めました。そのうち「ほっとする暮らしをつくろう」と「いきいきとした暮らしをつくろう」の目標では、こどもの豊かな人格形成や自己実現を果たせる教育内容の充実や環境整備、誰もが健やかで安心できる暮らしが出来るよう、子育て支援サービスの充実を推進しています。

平成24年に施行された『子ども・子育て支援法』および『子ども・子育て支援新制度』のもと、湖南省でも、こども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現と、こども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成27年に『湖南省子ども・子育て支援事業計画』を策定し、地域と連携しながら施策を展開してきました。

近年では、待機児童の解消や、多様化するニーズに対応した子育て支援を実施するため、公立保育園などの再編を行いました。さらに、公立の保育園やこども園内に子ども家庭総合センターを開設し、中学校区ごとの子育て支援の拠点として位置付け、子育てのあらゆる相談支援に応じ、保健センターと連携して妊娠期からの切れ目ない子育て支援体制を整備してきました。令和6年には、こども家庭センターの愛称を「まるっと」とし、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う総合窓口を開設しました。

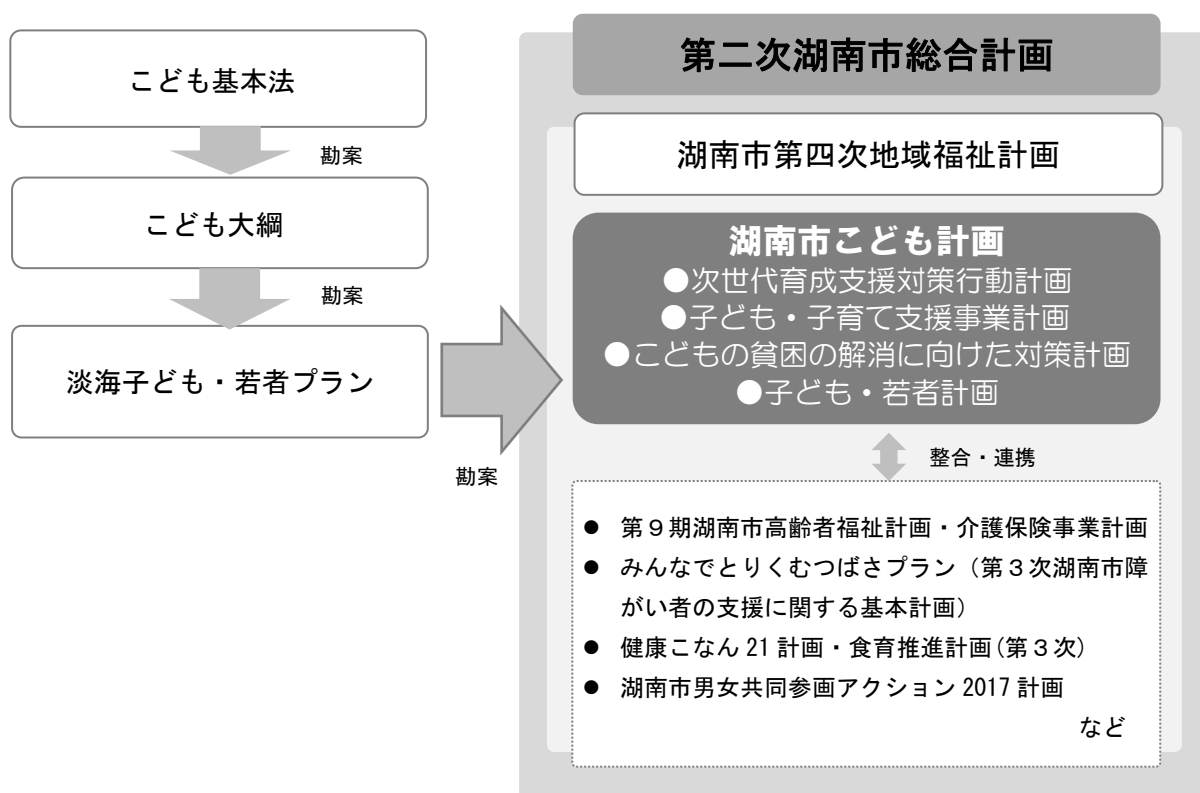
この度、『第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画』が令和6年度で最終年度を迎えることから、施策の継続的推進と、『こども大綱』で、これまで別々に推進されてきた少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策に関する大綱の一元化が定められたことを受け、『湖南省こども計画』を策定することとしました。

こども・若者を一人の権利の主体として尊重し、社会参画や意見表明の機会を充実させることが『こども基本法』では強く謳われています。本市においても、すべてのこどもが最善の利益を得られるよう、現代社会におけるこども・若者の困難やニーズを全庁および関係機関で受け止め、誕生前から幼児期、学童期、思春期、青年期、次代の親となるにいたるまで、横断的な支援体制を確立し、地域全体で健全な育成環境が醸成できるよう、施策を総合的に推進していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、『こども基本法』第10条に基づく計画として、『子ども・子育て支援法』第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、『次世代育成支援対策推進法』第8条に基づく「市町村行動計画」、さらには、『子ども・若者育成支援推進法』第9条第2項による「市町村子ども・若者計画」および『こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律』第10条第2項による「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を包含する計画として策定するとともに、『第二次湖南省総合計画』のこども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

また、市町村こども計画は、国のこども大綱および都道府県こども計画を勘案して定めることとなっています。



4 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの5か年を計画期間とします。

また、『こども基本法』の施行にともない、市町村こども計画は、こども大綱を勘案した市におけるこども施策全般の計画で、対象は年齢で定めるのではなく心身の発達過程にあるものまでを「こども」とすることから、計画名称を『湖南省子ども・子育て支援事業計画』から『湖南省こども計画』へと変更します。さらに、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
国	子ども・子育て支援法			こども基本法 施行						
県	淡海子ども・若者プラン					次期淡海子ども・若者プラン				
市	第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画					湖南省こども計画				

5 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者（おおむね 0 歳から 30 歳未満まで。施策によっては 40 歳未満までを含む）および子育て世帯とします。

なお、「こども」はおおむね 18 歳未満を、「若者」はおおむね思春期（中学生からおおむね 18 歳まで）以上の年齢を指します。

こども基本法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保証されること等が定められており、その期間を一定の年齢で分けることがないよう、こどもも若者も含めて「こども」と表記しています。このため、本計画の名称は「こども計画」としてはいますが、施策によって対象が限定される場合には、「こども」「若者」「こども・若者」の表記をそれぞれ用いています。

6 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画の策定の基礎資料として、「湖南省子育て支援に関するニーズ調査」等を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

湖南省在住の0歳から中学校2年生までのお子さんがおられる世帯、市内の公立小中学校に通う小学校4年生・5年生及び中学校1年生・2年生の児童・生徒を対象に実施しました。

② 調査期間

令和6年1月22日から令和6年2月20日

③ 調査方法

郵送または学校経由での配布もしくはインターネットによる配布・回収

④ 回収状況

調査種別	調査票	調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
子育て支援に関する ニーズ調査	A	就学前児童保護者	1,907 通	856 通	44.9%
	B	小学生保護者	2,967 通	1,346 通	45.4%
子育て世帯の意識・ 生活実態調査	C	中学生保護者	938 通	472 通	50.3%
こどもの生活実態調査	D	小学校4年生・5年生 中学校1年生・2年生	1,941 通	1,867 通	96.2%

(2) 子ども・若者の意識と生活に関する調査の実施

今後の支援や取組を進める上での基礎資料とすることを目的に、「湖南省子ども・若者の意識と生活に関する調査」を実施し、市民の皆様の生活状況や、本市での暮らしに対するご意見をおうかがいしました。

① 調査対象

湖南省在住の 15 歳～30 歳の方から 2,000 人を無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間

令和 6 年 8 月 9 日から令和 6 年 9 月 23 日

③ 調査方法

インターネットによる配布・回答

④ 回収状況

調査種別	調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
子ども・若者の意識と生活に関する調査	15 歳～30 歳の市民の 対象となる方から 2,000 人	2,000 通	359 通	18.0%

※不達が 8 通あったため、有効回答数は不達分を除いた率としています。

(3) こどもの意見を施策に反映するためのワークショップの実施

『こども基本法』第 3 条第 3 号および第 4 号にある「年齢や発達の程度に応じて子どもが意見を表明する機会および多様な社会活動に参画する機会の確保や意見尊重」の基本理念を踏まえ、こども・若者やその他関係者から広く意見を聴くための場を設け、次期計画策定の基礎資料として分析を行いました。

① 小学生対象ワークショップ

日時：令和 6 年 8 月 17 日（土曜日） 午前 10 時から午後 0 時

場所：三雲児童館（湖南省三雲 1126）

参加人数：小学 3 年生から中学 1 年生までの 7 名

② 高校生以上対象ワークショップ

日時：令和 6 年 8 月 27 日（火曜日） 午前 10 時から午後 0 時

場所：コワーキングスペース今プラス（湖南省平松北 1-46）

参加人数：高校生以上の 4 名

③ 周知・募集方法

施設の利用者への周知、市広報紙、市ホームページ等による周知

(4) 湖南省子ども・子育て未来会議による審議

計画の策定にあたり、こども・若者や子育て当事者などの意見を反映するとともに、こどもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、こども・子育て支援や教育の関係者、保護者、学識経験者などで構成する「湖南省子ども・子育て未来会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(5) パブリックコメントの実施

令和7年1月に、事前に計画素案を示し広く市民から意見などを募集するいわゆるパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



第2章 湖南省の現状および課題



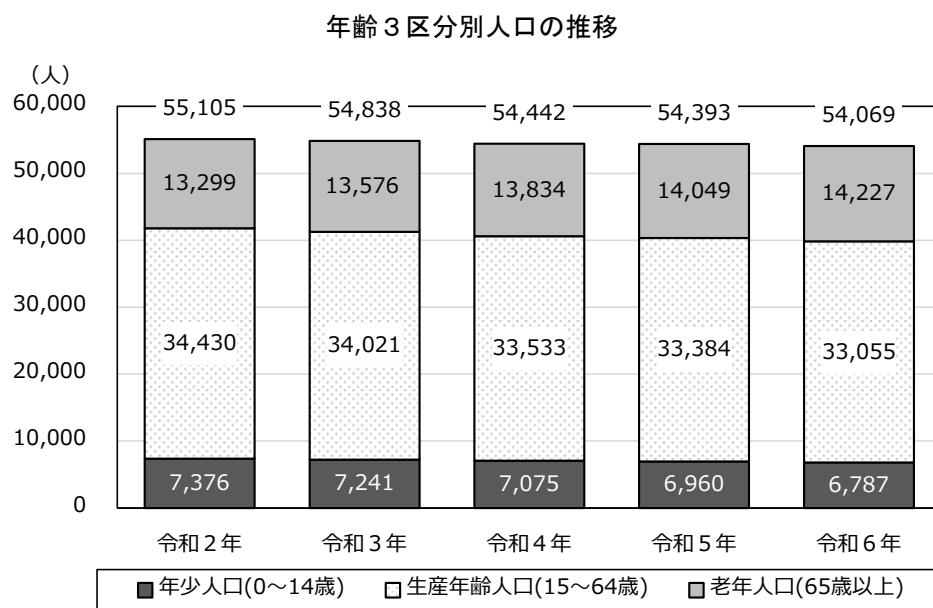
1 湖南省の状況



(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

湖南省の人口推移をみると、総人口は減少傾向となっており、令和6年4月現在で54,069人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

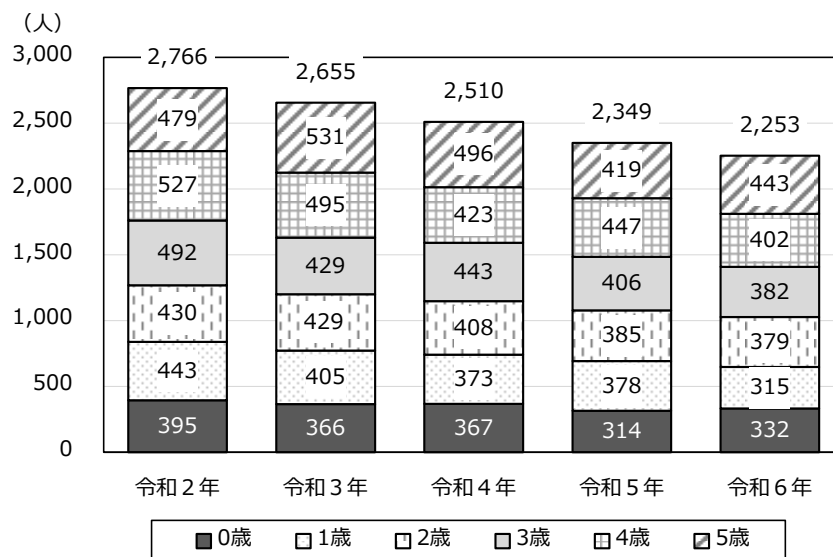


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

湖南省の0歳から5歳のこども人口は、6歳から11歳のこども人口と比べて、減少が加速しており、令和6年4月現在で2,253人となっています。

こども人口の推移（0歳～5歳）

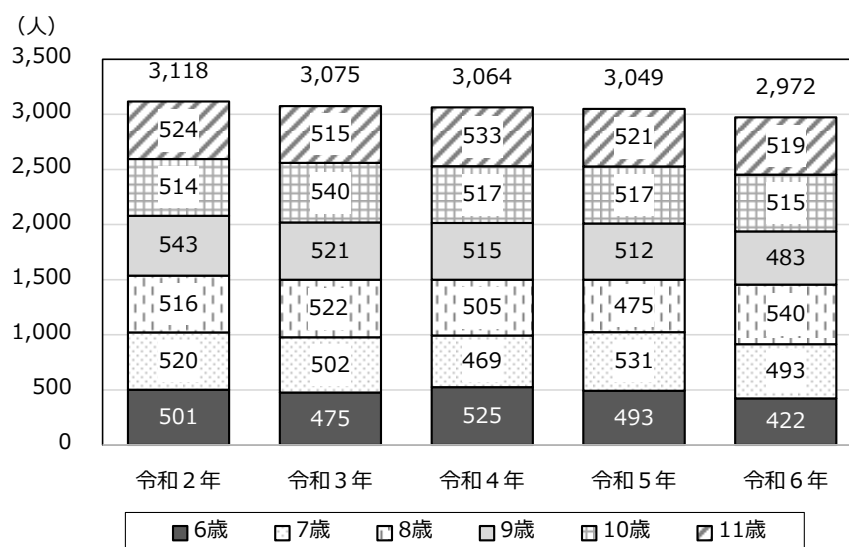


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

湖南省の6歳から11歳のこども人口は、0歳から6歳のこども人口に比べるとゆるやかな減少傾向にあり、令和6年4月現在で2,972人となっています。

こども人口の推移（6歳～11歳）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④ 県内市町の外国人人口の比率（上位 12 市町村）

湖南市は、県内で最も外国人比率が高く、令和 5 年 12 月末現在では、全体の 7.01% となっています。

県内市町村の外国人人口の比率（上位 12 市町）

	市町名	外国人 人口(人)	総人口 (人)	外国人 比率(%)	備考（上位 4 国籍）
1	湖南市	3,810	54,382	7.01	ブラジル 1,535 人、ベトナム 891 人、 ペルー 352 人、韓国・朝鮮、インドネシア 254 人
2	愛荘町	1,131	21,190	5.34	ブラジル 576 人、ベトナム 192 人、 フィリピン 152 人、中国 54 人
3	甲賀市	4,514	88,503	5.10	ブラジル 1,722 人、ベトナム 1,054 人、 ペルー 365 人、フィリピン 343 人
4	日野町	899	20,858	4.31	ブラジル 337 人、ベトナム 281 人、 フィリピン 49 人、中国 48 人
5	東近江市	4,754	112,064	4.24	ブラジル 1,639 人、ベトナム 1,382 人、 フィリピン 493 人、中国 244 人
6	長浜市	4,108	113,940	3.61	ブラジル 1,585 人、ベトナム 879 人、 中国 395 人、フィリピン 375 人
7	豊郷町	255	7,196	3.54	ブラジル 111 人、ベトナム 49 人、 フィリピン 36 人、中国 21 人
8	彦根市	3,515	111,118	3.16	ベトナム 1,081 人、中国 534 人、 ブラジル 516 人、フィリピン 447 人
9	草津市	3,503	139,939	2.50	中国 992 人、ベトナム 868 人、 韓国・朝鮮 498 人、フィリピン 203 人
10	近江八幡市	1,999	81,860	2.44	ベトナム 774 人、ブラジル 348 人、 中国 180 人、フィリピン 163 人
11	栗東市	1,625	70,469	2.31	ベトナム 466 人、ブラジル 271 人、 中国 183 人、韓国・朝鮮 182 人
12	野洲市	1,047	50,709	2.06	インドネシア 353 人、ベトナム 251 人、 中国 117 人、韓国・朝鮮 101 人
	県全体	39,366	1,410,538	2.79	ベトナム 9,585 人、ブラジル 9,251 人、 中国 4,740 人、韓国・朝鮮 4,002 人

※滋賀県総合企画部国際課の調査に基づく。

※2011 年（平成 23 年）12 月末までは外国人登録者数、2012 年（平成 24 年）12 月末以降は住民基本台帳人口による。

※2013 年（平成 25 年）12 月末の統計より「中国・台湾」で統計をまとめていたが、2019 年（令和元年）12 月末統計より「中国」「台湾」で統計をまとめた。

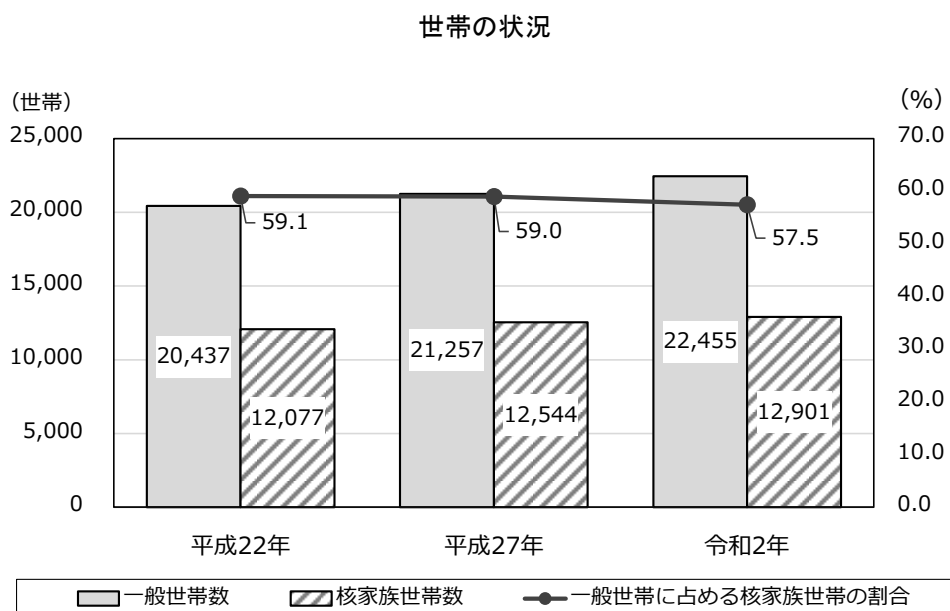
※県民 36 人（35.83 人）に 1 人が外国人。

資料：滋賀県国際協会（令和 5 年 12 月末現在）

(2) 世帯の状況

① 核家族世帯の状況

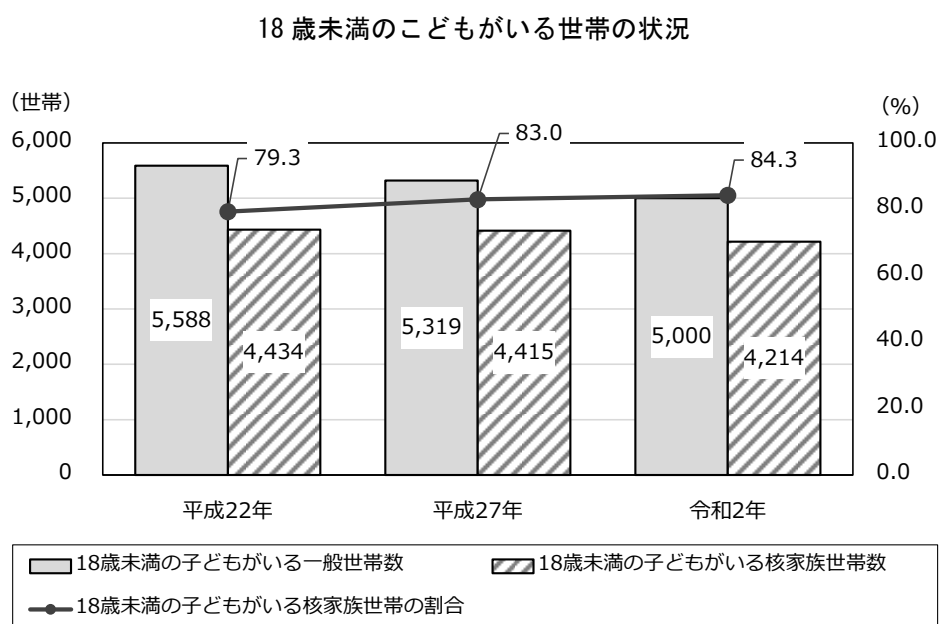
湖南省の核家族世帯数は増加傾向にあり、令和2年で 12,901 世帯となっています。一方、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少しています。



資料：国勢調査

② 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

湖南省の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は減少しており、令和2年で 4,214 世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる核家族世帯も減少しています。

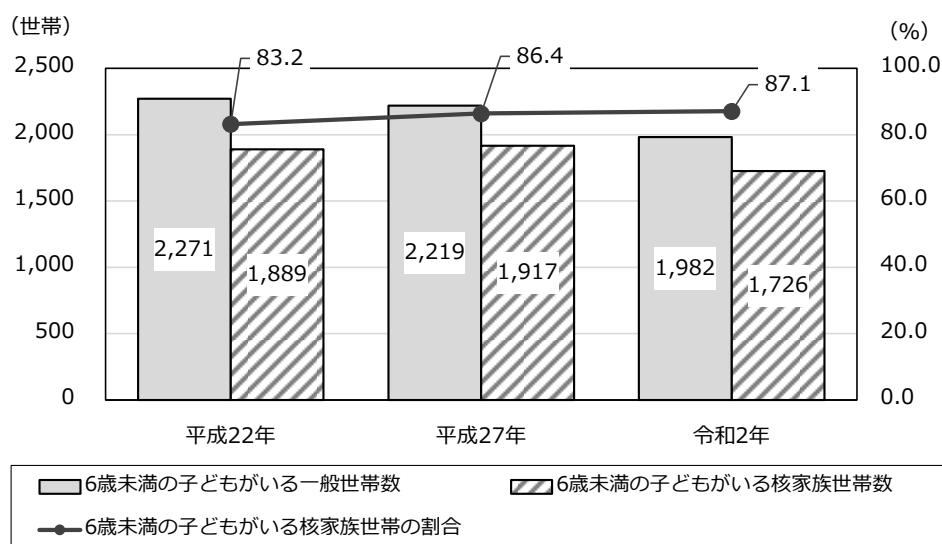


資料：国勢調査

③ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

湖南市の6歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で1,982世帯となっています。また、6歳未満のこどもがいる核家族世帯は、令和2年で1,726世帯となっています。

6歳未満のこどもがいる世帯の状況

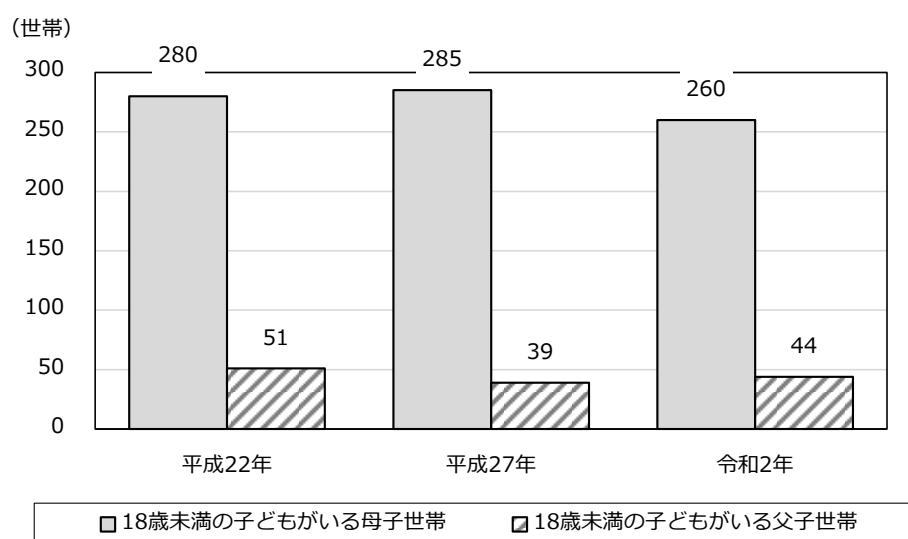


資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

湖南市の18歳未満のこどもがいる母子世帯は、令和2年で260世帯となっており、平成27年より減少しています。また、18歳未満のこどもがいる父子世帯は令和2年で44世帯と平成27年より増加しています。

ひとり親世帯の推移



※国勢調査におけるひとり親世帯：母子・父子のみの世帯で祖父母同居世帯は除く

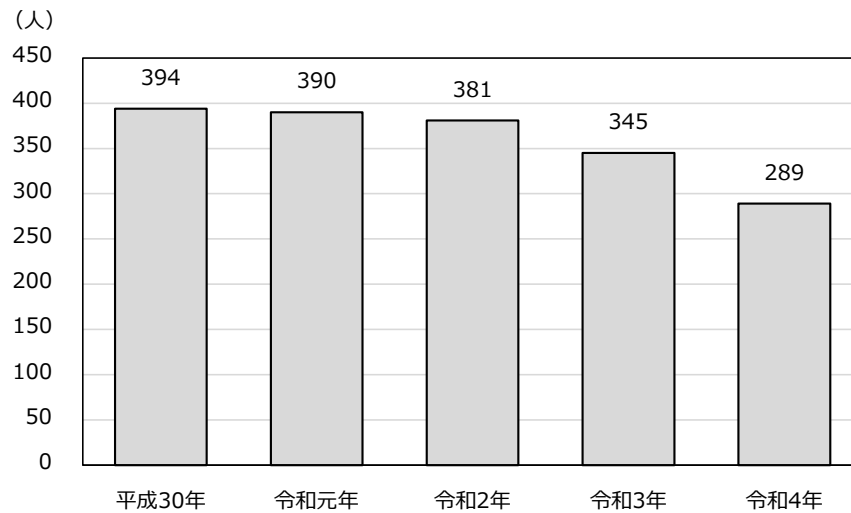
資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

湖南省の出生数は、年々減少しており、令和4年には289人となっています。

出生数の推移



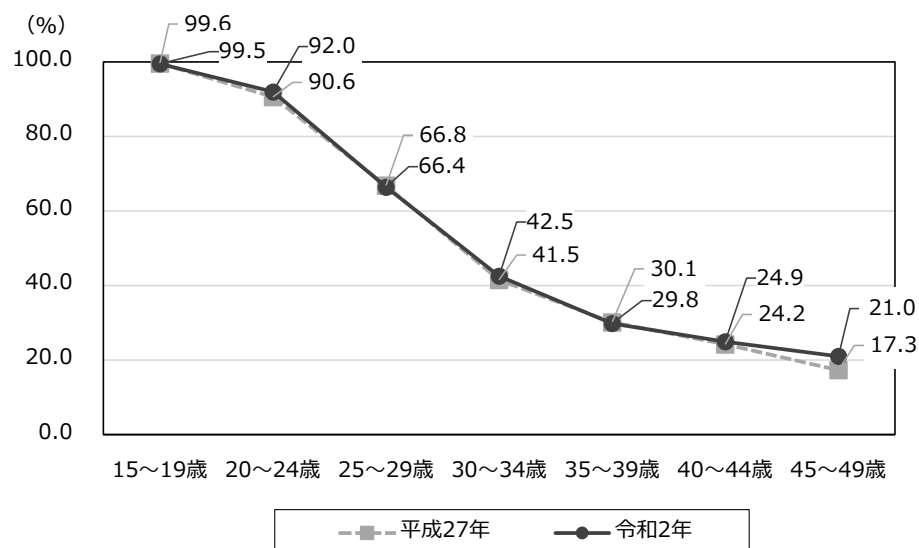
資料：人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

湖南省の年齢別未婚率の推移をみると、平成27年と令和2年では、同様の傾向となっており、引き続き晩婚化の状況がうかがえます。

年齢別未婚率の推移



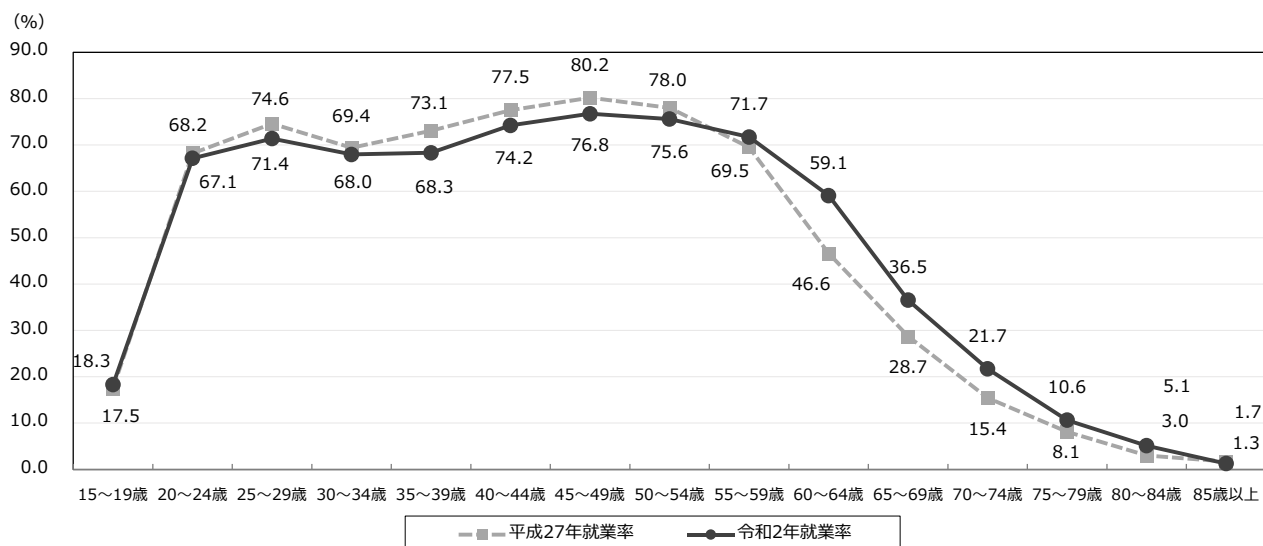
資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

湖南省の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成27年に比べ令和2年では、20歳～54歳の就業率は下降していますが、55歳～84歳では上昇となっています。

女性の年齢別就業率の推移

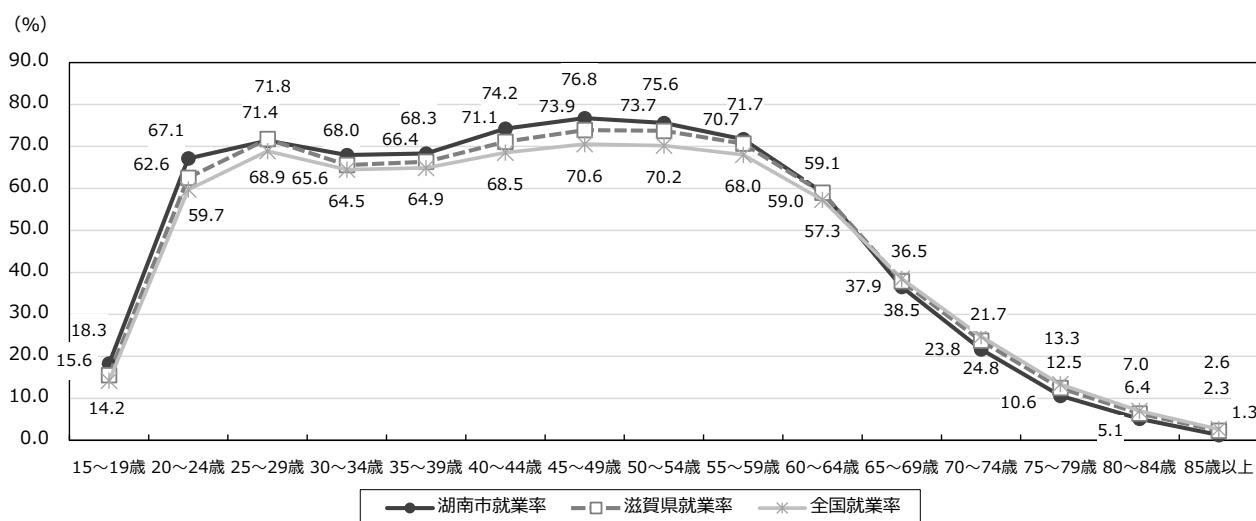


資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

湖南省の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、20歳～24歳と30歳～64歳にかけて全国、滋賀県よりも高くなっています。

女性の年齢別就業率（国・県比較）

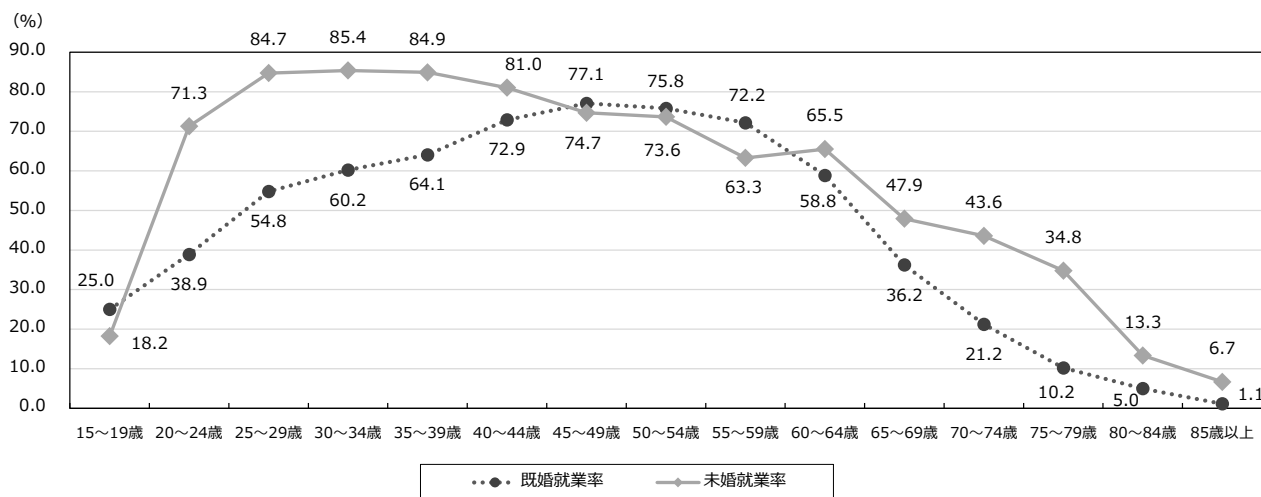


資料：国勢調査

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

湖南省の令和2年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代前半において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）



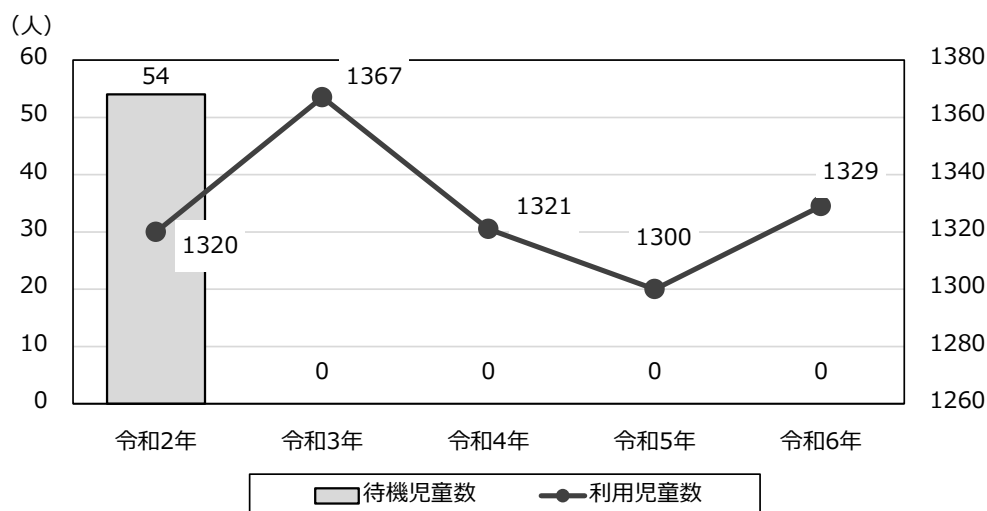
資料：国勢調査

（6）教育・保育サービスなどの状況

① 待機児童数・利用児童数の推移

湖南省の待機児童数の推移をみると、令和2年の54人を最後に令和3年以降は0人となっています。また、利用児童数の推移をみると、令和3年をピークに令和5年まで減少傾向にありましたが、令和6年には1,329人に増加しています。

待機児童数・利用児童数の推移

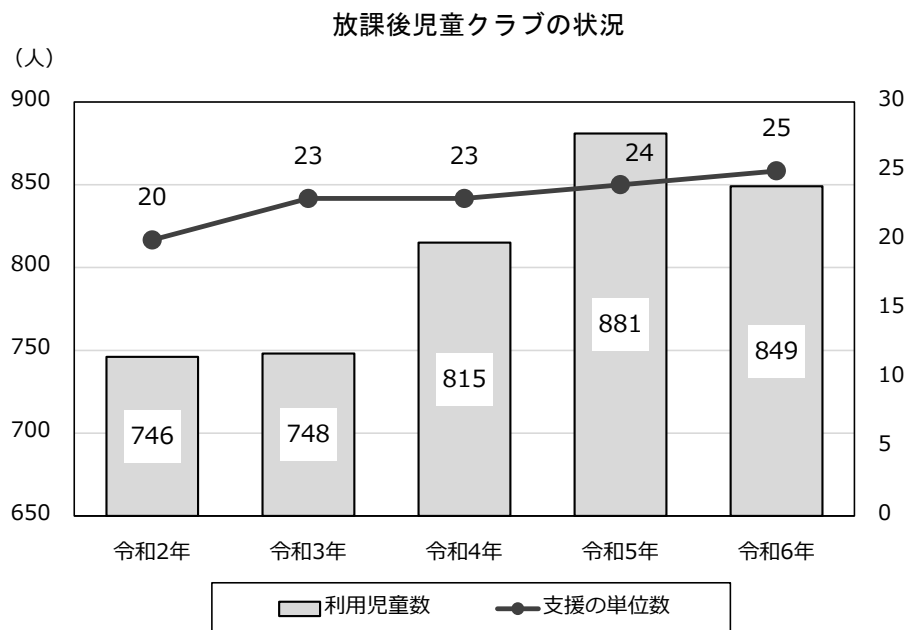


資料：市の統計（各年4月1日現在）

(7) 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況

① 放課後児童クラブの状況

湖南省の放課後児童クラブにおける児童の集団の規模を示す支援の単位は増加しています。利用児童数は令和5年の881人から、令和6年には849人減少しています。

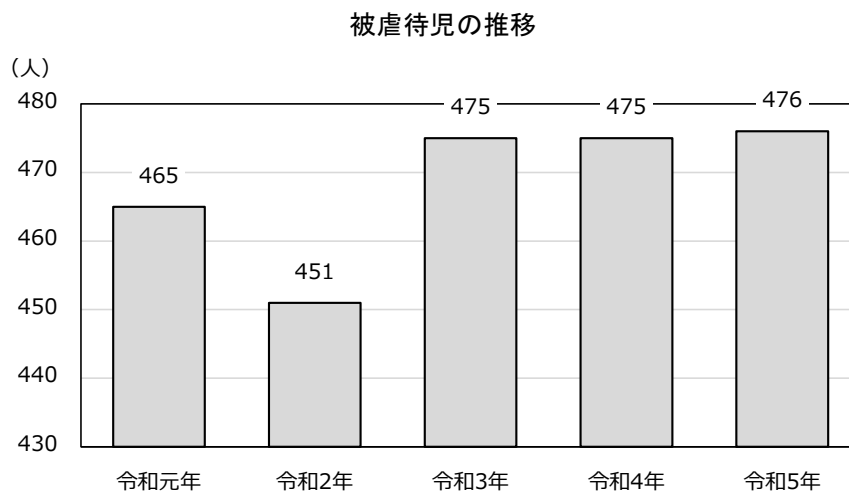


資料：市の統計（各年5月1日現在）

(8) その他の状況

① 被虐待児の推移

湖南省の被虐待児は令和3年以降横ばいで推移しており、令和5年は476人となっています。

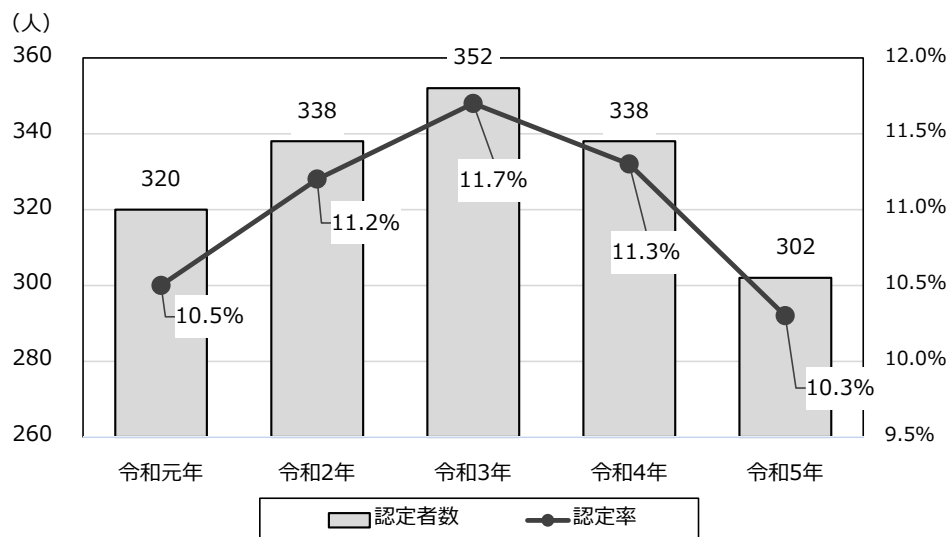


資料：市の統計

② 就学援助認定者数（小学生）の推移

湖南省の小学生における就学援助認定者数・認定率は令和3年をピークに減少傾向となっており、令和5年は認定者が302人、認定率が10.3%となっています。

就学援助認定者数（小学生）の推移

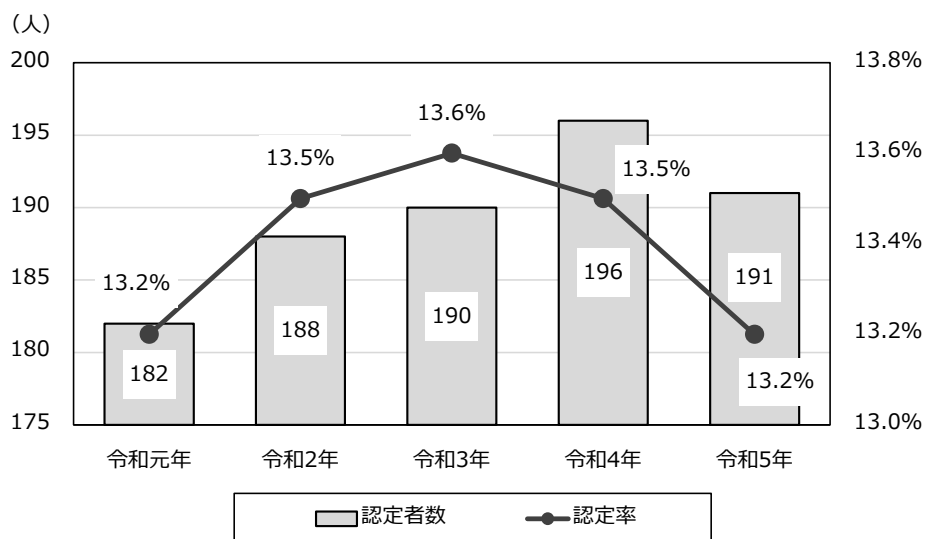


資料：市の統計

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

湖南省の中学生における就学援助認定者数・認定率は年々増加していましたが、令和5年は減少に転じ、認定者数は191人、認定率は13.2%となっています。

就学援助認定者数（中学生）の推移



資料：市の統計

2 湖南省の子育て世帯やこども・若者を取り巻く課題

統計データや子育て支援に関するニーズ調査、こどもの生活実態調査等のアンケート調査からみえた、本市の子どもや子育てを取り巻く課題を『湖南省子ども・子育て支援事業計画』の基本方針ごとに整理しつつ、本計画より「若者への支援」も包含されることから、こども・若者への意見を反映するためのワークショップと本市の15歳～30歳の若者を対象にアンケート調査を実施した上で、既存の基本方針に「4 青年期における若者への支援」を追加し、課題を整理しました。

なお、アンケート調査やワークショップの詳細な結果報告は資料編に掲載しています。

(1) みんなで支える湖南省のこどもと子育て

- 家庭教育や子育てについては、個々の家庭の努力を促すとともに、こどもの発達段階に応じて親も学ぶことができるように支援していく必要があります。湖南省では、離乳食教室や世代間交流、親子ふれあい事業などを通じて、親育ち、家庭教育を推進しています。一方、地域の子育て支援事業（「つどいの広場」や「子育て支援センター」など）の利用については、約4割が「利用経験なし」といった結果となっており、子育て世帯へ向けて積極的な広報や周知活動を行う必要があります。さらに未就学児保護者に相談先について尋ねたところ、「相談できる人が誰もいない」と回答した人のうち「誰に相談していいかわからないから」と回答した人が4割と多くなっています。相談機関の周知や利用しやすい環境整備を進め、相談窓口の体制を充実させる必要があります。
- 国においては、仕事と家庭の両立について、女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然低いままであることが問題となっています。今後は、男性の育児休業制度の利用や家事・育児の参画をさらに促進するとともに、待機児童対策など、教育・保育サービスの量の確保を行い、一人ひとりの希望する子育てが実現できる環境づくりをすすめる必要があります。
- 地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の機会を通じて、こどもの健やかな成長における重要な役割をもっています。しかし、地域活動やイベントなどに参加していない子育て家庭が未就学児保護者で約4割、小学生保護者で約3割となるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されています。地域活動に参

加しない理由について尋ねたところ、「自治会に入っていないので情報が入っていない」と回答した人が約2割、「参加するために費用がかかる」と回答した人が約1割となっており、経済的な理由により地域から孤立しているケースも一部考えられます。また、湖南省の子育て環境で不満を感じる理由について尋ねると、経済的支援について求める意見に次いで多いのが、「遊ばせる場所が少ない」という意見となりました。経済状況にかかわらず等しく多様な遊びや体験の機会の確保や地域社会との関係づくりの機会を創出し、こども達や子育て家庭が“ずっと湖南省で暮らしたい、子育てすることが楽しい”と感じられるよう地域全体で子育てを応援していく環境づくりが必要です。

- 一方で、ひとり親家庭の保護者にこども食堂の利用希望について尋ねたところ、3割が「参加させたい」という結果となり、「さまざまな人と関わる機会を持たせたい」、「保護者が仕事などで留守の際こどもだけでは心配」という声があがっており、地域交流の機会や地域での見守りや支え合いについても求められています。
- 未就学児の保護者に子育てに関する事業の認知度を尋ねると、保健センター以外の事業は5割を下回っています。安心して子育てをするためには、子育て支援サービスなど情報提供を充実し、子育て家庭へ広く周知を図るとともに、円滑な利用につながるよう利用者支援の体制を整えていくことが必要です。
- 長期休暇期間中のこどもの居場所について保護者に尋ねたところ、身近なまちづくりセンターや児童館の役割が期待されている結果となりました。気軽に利用できる場所でのさまざまな遊びの体験機会や、保護者同士の交流や相談の場を確保することは、子育て世帯やこども自身が孤立することを防ぎ、地域全体での子育て支援につながります。

(2) 多様なニーズに応える子育て支援

- 国においては、すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備と安定的な運営を推進し、待機児童の早期解消を図ることが求められています。保護者の就労希望で、母親ではパートタイムなどからフルタイムへの転換希望や未就労から就労を希望する保護者が一定数あり、潜在的な保育ニーズがみられます。今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、教育・保育ニーズの量の確

保を行うことが必要です。

- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がなく、顕在化しづらいことがあります。こどもの生活実態調査では、学校以外の時間で遊んだり好きなことをする時間が十分でないこどもに理由を尋ねたところ、「家事手伝いでやりたいことができない」と答えたこどもが約3割、また、お金がかかることを理由になにかをあきらめたことがあるこどもにその内容を尋ねたところ、「習い事をあきらめた」と答えたこどもが約1割いることが分かりました。さらに家の手伝いをしているこどもに1日何時間手伝いをしているか尋ねたところ、「3時間以上」と答えたこどもが約2割、「家族の世話をしている」と回答したこどものその内容を尋ねたところ、「ごはんの用意や掃除・洗濯」、「お風呂やトイレの世話」が多くなっていました。このようなこどもに対し、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有と連携を密に行い、早期発見・把握をし、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。
- 湖南省では小学生の約0.8割、中学生の約1割が特別支援学級に在籍しています。発達に支援が必要なこどもが通うことばの教室へのニーズも高く、障がい特性からくる育てにくさを訴える保護者も多くいます。また、市内には外国にルーツをもつこどもも多く、親子で異なる言語を使う家庭も珍しくありません。日本語初期指導教室のさくら教室や小中学校の日本語教室を利用しながら、こどもの教育を展開していますが、さまざまな支援を要するこどもの子育ての難しさがうかがえます。子育て支援のニーズが多様化しており、それぞれに対して丁寧に対応していく必要があります。
- 令和5年度に「第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画」の見直しに際して実施された障がい児・障がい者やその家族に対する調査において、小学生以上に放課後、どのように過ごさせたいと思うかという設問については、「放課後等デイサービスを利用したい」が46.8%で最も多く、次いで「自宅で家族と過ごさせたい」が40.4%、「同世代の子どもと遊ばせたい」が37.6%となっています。障がいのある子どもたちも安心して集える居場所づくりが必要です。
- 国においては、ひとり親家庭など経済的な状況がこどもの育ちに影響を及ぼすいわゆるこどもの貧困が問題となっています。生活困窮家庭においては、貧困が親から

こどもに引き継がれる「貧困の連鎖」が課題となっており、これを断ち切るための支援が求められています。現在の暮らしの状況を尋ねたところ、未就学児保護者では「(暮らしが) 苦しい」と答えた人が2割、小学生保護者と中学生保護者では3割とこどもの年齢があがるにつれて苦しいと感じている子育て世帯が増加している状況となっています。さらに小学生保護者にこどもの最終学歴を予想する理由を尋ねたところ、「家庭の経済状況から考えて」と回答した人が約2割となっています。世帯収入が低くなるほど、こどもの最終学歴について、「高校まで」、「まだわからない」といった回答が多くなる傾向がみられ、家庭の経済状況から進学をあきらめざるを得ない家庭もあることが考えられます。また、中学生保護者に子育て・教育に関する相談で充実してほしい内容を尋ねると、「進学について気軽に相談できる窓口」が最も多い回答となりました。学校と保護者との密な相談・連携体制の構築や、それ以外での相談窓口の充実が求められています。

- ひとり親家庭の保護者にらくらく勉強会など、地域の人やボランティアが支援する無料または低額の学習会への参加希望について尋ねたところ、3割が参加したいという結果となり、民間の学習塾への経済的負担や保護者が仕事などにより自宅で勉強をみてあげられないといった声があがっており、潜在的な地域ボランティアの活用やそのような事業への助成の周知も求められています。
- こどもが病気やけがで園や学校を欠席したり、放課後児童クラブの利用ができない場合の病児・病後児保育などの利用希望は、就学前保護者で約4割、小学生保護者で約2割となっています。さらに利用希望者のうち4割以上が他市町村の施設も利用したいと回答しており、病児・病後児保育の広域利用を含め、多様な保育サービスのニーズに対応していくことが重要です。
- 近年の女性就業率の上昇などにより、更なる共働き家庭などの児童数の増加が見込まれる中、放課後の受け皿が不十分などで、こどもが小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となる、いわゆる「小1の壁」を打破することが求められています。就学前保護者では、就学後の放課後児童クラブ等の預かり事業を希望する人が6割以上と、ニーズの高さがうかがえます。一方で、小学生保護者では、長期休暇期間中のみの放課後児童クラブ利用を希望する声も多く、今後も引き続き、放課後や長期休暇期間の過ごし方のニーズを的確に把握し、事業を展開していく必要があります。

(3) こどもと子育てをとりまく環境づくり

- 少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。湖南省では、令和6年度からこども家庭センター「まるっと」を開設し、妊娠期からの切れ目のない支援を実施していますが、地域においても子育ての孤立化を防ぐ取組の展開が必要です。
- こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査で、「こどもは権利の主体である」ということを聞いたことがあり、内容も知っていると回答した若者は27.9%で、国が令和5年度に一般向けに行った同様の調査結果54.4%と比べると、かなり低い認知度となっています。こども・若者が自分を守る方法や、困難を抱えるときには助けを求め、回復する方法を学べるよう、こども権利に関する理解促進や人権教育を進める必要があります。
- 不登校のこどもが増えています。令和元年度末は不登校率が小中学校合わせて2.77%でしたが、令和5年度末では4.21%となっており、滋賀県や全国の比率を大きく上回っている状況です。不登校のこどもに対しては、必ずしも学校への復帰を前提とせず、社会的自立に向けた一人ひとりに応じた支援を行うことが必要です。
- こどもや子育て家庭が、安心・快適な生活を送るためには、安全・安心な地域づくりを推進することが重要です。湖南省では、こども110番プレートの設置をはじめ、交通立ち番や巡回パトロール、おかえり運動など地域と連携し、安心・安全な子育て環境づくりを行っています。こどもの生活実態調査では、こどもが選ぶ気軽に過ごせる場所について尋ねたところ、市から居場所として提供できない場所を除くと公園が最も多くなっています。保護者やこどもたちからも公園の環境整備や、さまざまな世代が遊べる遊具等の設置などの希望の声が多くあがっています。また、道路の整備や安全教育などの交通安全対策を求める声も多く、こどもと子育て家庭が安心・快適な生活を送れる環境づくりをすすめることが必要です。
- 日常的にインターネットやSNSを利用しているこどもの増加にともない、こどもの生活実態調査で気軽に過ごせる場所を尋ねたところ、インターネット空間と答えたこどもが2割、さらに、悩みを話せる人および悩みを話したい人にインターネットで知り合った人をあげるこどもが一定数いました。ネットリテラシーについての教育機会や犯罪被害防止の取り組みや啓発が必要です。

(4) 青年期における若者への支援

- 高校生以上対象のワークショップでは、「居場所がない」、「これまでの学歴・経歴、自分の特性によって周囲との関係がうまくいかず生きづらさを感じる」、「心理的に安心できたり、自分を認めてもらえる居場所がほしい」といった意見がありました。若者のニーズを丁寧に聞き取り、安心して利用できる居場所づくりや若者支援が求められます。
- こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査で、自分の将来について明るい希望を持っているかについて尋ねると、“希望がない（「希望がない」と「どちらかといえば、希望がない」の合計）”との回答が約3割となっています。また、暮らしの状況についても、約4割が“苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）”と回答しています。若い世代の雇用と経済基盤の安定のため、就労支援や事業者への職場環境向上への啓発が必要です。さらに、さまざまな事情により学習に不安がある若者に対しての修学支援など、次のステップへと踏み出せるよう、一人ひとりに寄り添った支援が必要です。
- 自分が孤独であるかを尋ねたところ、“ある（「常にある」と「時々ある」と「たまにある」の合計）”が約6割となっています。安心できる場所として、自分の部屋と家庭（実家や親族の家を含む）“そう思う（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）”が9割と高くなっています。一方、自由記述回答や高校生以上対象のワークショップでは、親との関係性がうまくいっていないという意見もありました。関係機関と連携し、孤独や悩みを抱えたこども・若者に気づき、適切な機関につなげたり、家庭や学校以外の周囲との関係性や居場所を創出するなどの支援が必要です。
- 施設の認知度について尋ねると、保健センターは5割を超えていますが、その他の少年センター（あすくる湖南）、発達支援室、子ども家庭総合センターについては、2～3割にとどまっています。学校現場をはじめ、あらゆる機関や機会を活用し、悩みを抱えるこども・若者、その親が必要時にアクセスできるよう日頃から周知していく必要があります。
- 身近にこども・若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあるか尋ねたところ、“そう思わない（「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計）”が6割となっています。また、どういう場所であれば行ってみたいかについて尋ねる

と、利便性（金銭的負担がない、利用時間の長さ、徒歩圏内）、興味のあるプログラム内容、自由に過ごせたり友人と談笑できる場所等があげられました。このような、こども・若者のニーズを踏まえた上で、既存の建物を開放したり、多様なこども・若者向けのプログラムの実施を検討する必要があります。また、子育て世代と同じく交通機関の不便さについても多く声があがっており、こちらについても改善が求められています。

- 市に自分の意見を伝えるための工夫やルールについて尋ねたところ、「匿名性で伝えることができる」、「伝えた意見がどのように扱われるかがわかる」、「伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる」が4～5割となっています。中学生サミットの意見では、インターネットなどの SNS の活用や意見箱の設置、また、定期的に直接意見を言える機会があるのが望ましいなどの意見がありました。今後、こども・若者の意見を聴取する機会や透明性の高い意見のフィードバック方法など、仕組みづくりを検討していく必要があります。



第3章

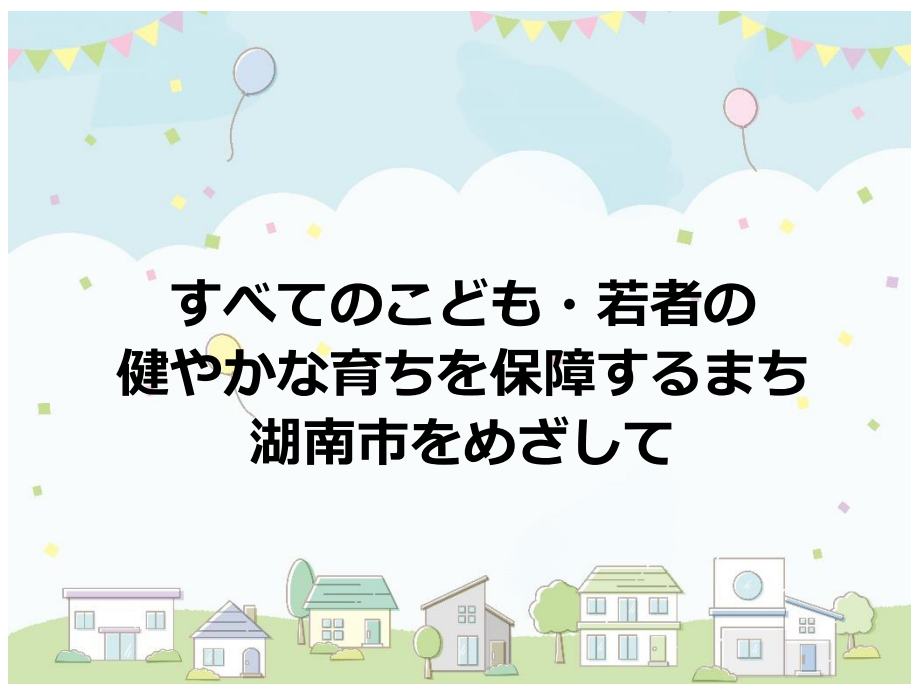
計画の基本理念、基本方針



1 基本理念



本計画においては、『第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画』で掲げた基本理念を継承し、「すべてのこども・若者の健やかな育ちを保障するまち湖南省をめざして」とします。計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの湖南省を支えるこどもたちの成長を地域とともに支え、すべてのこども・若者が健やかに育つことのできるまちをめざします。



2 基本的な視点



(1) こども・若者の視点

こどもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、すべてのこどもは、家族をはじめ周囲の愛情のもとに養育され、福祉や教育に係る権利が等しく保障されなければなりません。

『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』における、こども・若者が権利の主体であり、自立した個人としての選択や決定、意見表明や社会参画の機会が保障されていることへの理解促進や周知に努め、こども・若者が意見表明する機会を設け、こども・若者の最善の利益を図り、幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざします。

(2) 次代の親づくりという視点

親が保護者としての自覚と責任をもちつつ、愛情のある楽しい子育てを次代につなぐことによって、幼少期からの豊かな人間形成と将来への結婚と子育てへの希望が形成できるような取組を推進します。

また、将来、結婚し、こどもを産み育てたいと望んだ場合、それぞれの希望に応じた多様な選択ができるよう社会全体での支援体制が必要です。

(3) サービス利用者の視点

核家族化やデジタル技術の進化などの社会環境の変化によって、個々の価値観や子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズなどが多様化しています。これらのニーズに対し、柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

なかでも、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、サービスの質を向上させていくといった視点から、人材の確保と資質の向上を図ります。

(4) 市民全体で支え合う視点

すべてのこども・若者、そして子育て世帯への支援を実現するためには、社会のあらゆる分野における構成員が、こども・若者、子育て支援への関心や理解を深め、各分野が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の考え方を踏まえ、「あらゆる人が孤立や排除されることのないよう援護し、社会の構成員として包摂し、支え合う」地域社会をめざし、こどもが健やかに成長し、子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりのために、行政と地域とが一体となって、子育て世帯やこども・若者への見守りや支援に取り組みます。

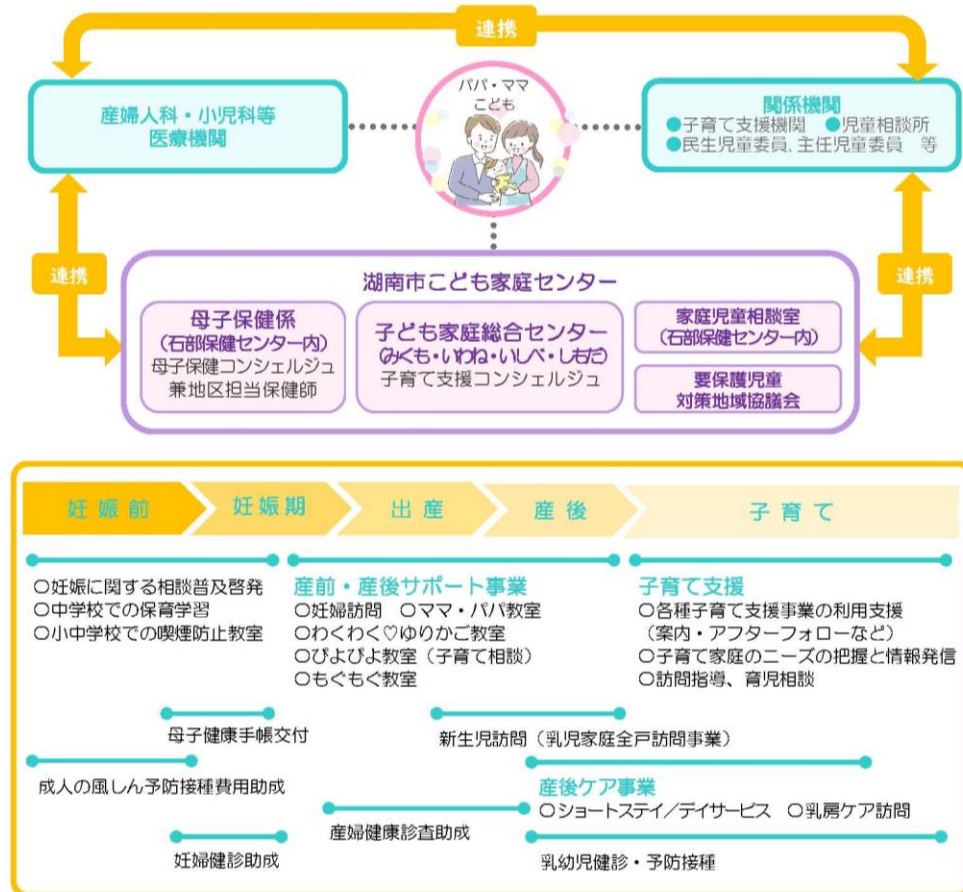
(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。ライフステージに応じた働き方や就労支援を進め、また、夫婦が互いに協力して育児や家事ができるよう、男性の育児休業取得の推進や、企業や事業所に対し育児休業制度について理解と周知を促すことが必要です。

(6) 妊娠前から妊娠中・出産・育児にわたる切れ目のない 支援の視点

妊娠前から男女ともにプレコンセプションケアへの取組を推進し、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します。地域の創意工夫のもと、湖南市の実情に応じた支援の展開が必要です。

○湖南省の妊娠期からの切れ目ない子育て支援



(7) すべての子どもと家庭への支援の視点

教育・保育施設を利用するこどもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭およびこどもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要です。さらに、貧困家庭においては、貧困の世代間連鎖を断ち切ること、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーにおいても早期発見・把握に努め、すべての家庭でこどもが必要な支援・教育を受けられるよう取り組みます。

そのためには、保護者やこども本人の気持ちや意向に寄り添いながら適切な相談支援や情報提供を行うことが重要です。

(8) 湖南省らしさの視点

湖南省では、全国に先駆けて発達支援システムを構築し、支援の必要なこどもに対し、乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージに応じて、教育・福祉・保健・医療・就労に及び関係機関の連携による支援を提供しています。

一方で、地域の子育て環境の変化により、子育ての不安感・負担感の増大、子育て

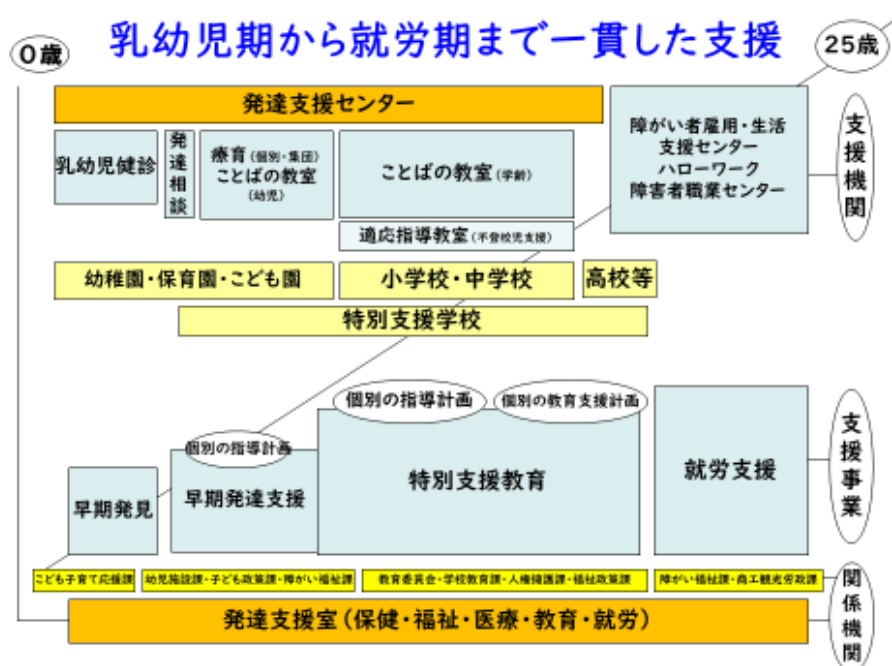
家庭の孤立化も問題となっています。さらに、県下有数の工業のまちとして栄え、比較的就業環境が充実していることから外国人市民も多く、外国にルーツを持つ子どもたちが安心して健やかに育つ環境を地域と連携しながら推進することが必要です。

このような“湖南省らしさ”に視点を置き、地域にある人的・物的資源を有効活用します。公立の保育園やこども園内に開設している子ども家庭総合センターを中学校区ごとの子育ての拠点とし、子育てに対する相談支援の体制を充実し、子育て中の保護者が安心してこどもを産み育てる環境づくりに取り組み、子育て支援のまちづくりを進めていきます。

○湖南省発達支援システム

湖南省では、独自に「湖南省発達支援システム」をつくり、発達に支援の必要な人に対し乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージに応じて、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関による横の連携の支援と、個人に応じた指導・支援の計画（個別の指導計画、個別の教育支援計画）に基づく縦の連携による支援を提供しています。発達支援室が支援体制の統括を行っています。

その中で「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」に基づき、一人ひとりのニーズに応じた支援を行い、園や学校で行った合理的配慮を個別の指導計画や個別支援移行計画・個別の教育支援計画により、ライフステージごとの引継による支援の継続性を図っています。また、支援者の専門性の向上と支援の充実を図ることで、就労を含め将来を見据えた自立のための支援を行っています。



3 基本方針

基本方針 1

みんなで支える湖南市のこどもと子育て

子育ての第一義的責任は親（保護者）にあることを前提としつつ、親自身も学び育つことができ、さらに次代の親を育成する観点から、男女が共同して家庭を築き、こどもを生み育てることの意義や大切さを学べる機会を充実します。

そのためには、仕事と子育ての両立や健康で豊かな生活のための時間が確保できる、「ワーク・ライフ・バランス」の実現が不可欠です。事業者へ育児休業制度の利用啓発や多様な働き方への導入を啓発し、女性の就業機会の拡大と就業条件の向上、職場の保育施設の拡大に向けた働きかけなどの職場環境づくりを推進します。

こどもは、地域のさまざまな人々との関わりの中で育ちます。身近な地域の大人たちがこどもを見守る取組を推進するため、こどもや保護者が参加して交流できる場づくりや、子育て支援団体の活動支援、こどもの居場所づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりを進めます。

すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、中学校区ごとの公立保育園やこども園内に置かれている子ども家庭総合センターにおいて、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談窓口を開設するなど、子育てに対する相談や情報提供の充実、子育て家庭への切れ目のない支援の強化に努めます。

基本方針 2

多様なニーズに応える子育て支援

子育て家庭の状況に合わせた教育・保育が利用できるよう、ニーズを的確に把握し、計画的に教育・保育の受皿の確保を図ります。質の高い幼児教育・保育サービスが提供できるよう、教育・保育に関わる人材確保と処遇改善に努め、公立・私立の連携や合同研修を実施します。また、こどもの成長における連続性を大切にし、保育園・幼稚園・こども園・小学校などの連携にも努めます。就学後の児童についても、放課後児童クラブをはじめとした安心で健全な居場所づくりを推進します。

発達に支援が必要なこどもや外国人家庭のこどもについても、地域で安心した暮らしや社会生活が送れるよう、関係機関などと連携を図りながら、個々の状況に合わせた継続的な支援の充実を図ります。

貧困世帯や児童虐待、ヤングケアラーなどの複雑かつ困難な問題にも、横断的な支援体制を強化し解決に取り組めます。

基本方針 3

こどもと子育てをとりまく環境づくり

安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援や小児医療体制の整備や食育への取組を推進し、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。妊娠・出産については、男女が協力して行うものとして、男性の子育て参画の促進やアンコンシャス・バイアスの解消への取組の充実を図ります。

学童期・思春期から成人期に向けては、プレコンセプションケアなどの保健指導を実施し、早期からの心身の健康の確保と増進に努めます。

学校教育において、こどもの権利に関する理解促進や、ジェンダー教育など創意工夫ある教育課程の推進や、さまざまな自然体験・社会体験や異年齢・多世代交流を通じて、豊かな心を育みます。

一方で、こども・若者が犯罪被害や交通事故などにあわないよう、教育・啓発活動や地域での防犯強化にも取り組めます。特に近年、インターネットやSNS利用の低年齢化が進み、こども・若者を狙った犯罪が後を絶たないため、こども・若者に向けてインターネット利用の環境整備やリテラシー教育を実施し、被害を未然に防止します。

基本方針 4

青年期における若者への支援

家庭の経済状況に関わらず、若者の学ぶ権利を擁護し、高等教育段階の修学支援を実施します。社会生活に困難を有する若者へは、多機関連携による重層的支援を実施し、適切な支援窓口へ早期につなぐよう努めます。

また、就労を希望する若者へは、働きやすい職場環境の整備や就労支援を推進し、自立や経済的基盤の安定を図ります。

さらに、若者が地域の担い手となるよう、若い世代を中心とした移住を促進や積極的なまちづくりへの参画や意見聴取の機会を創出し、若者にとって生きやすい・暮らしやすいまちになるよう、あらゆる取組を推進していきます。

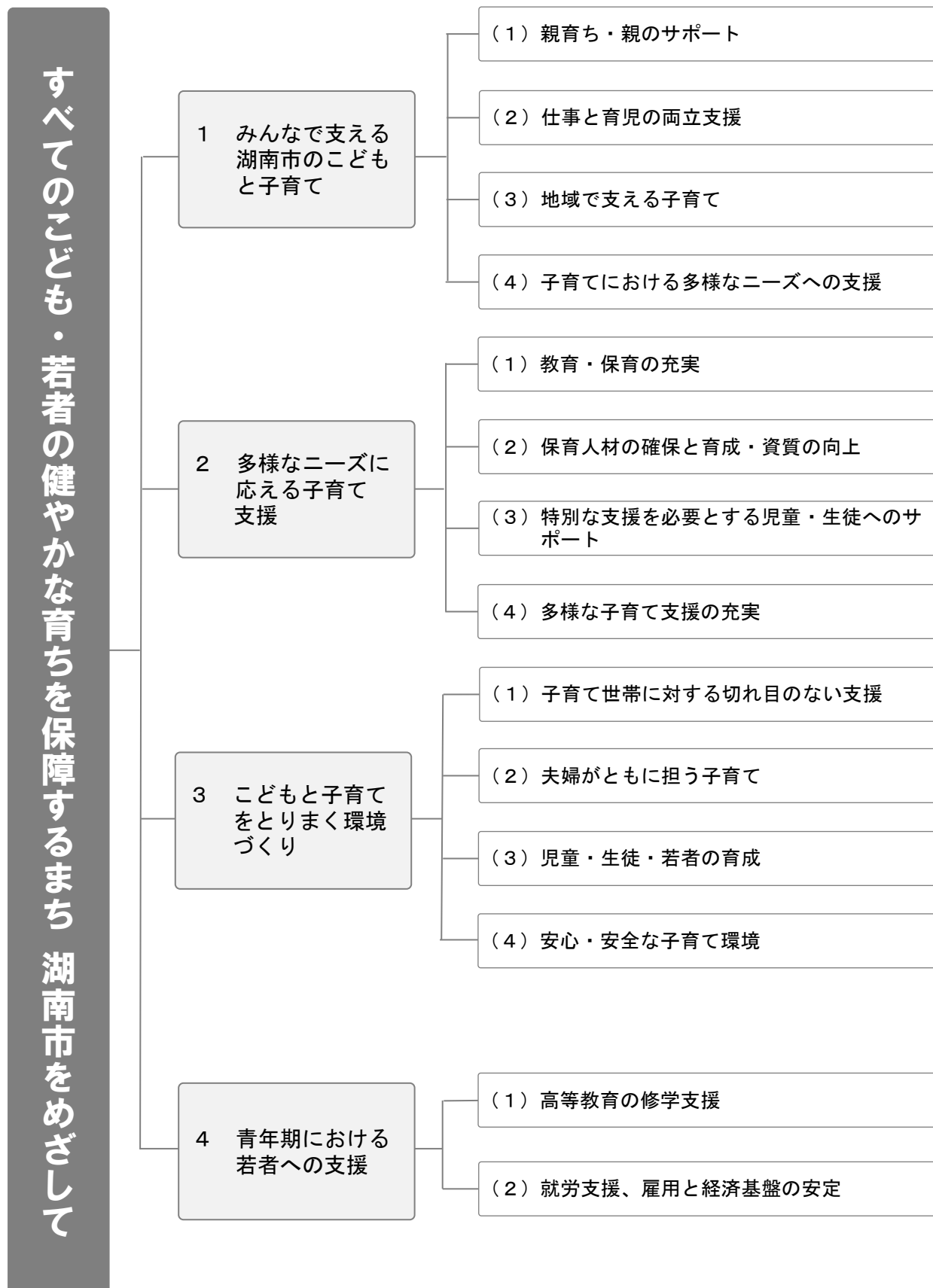
4 施策の体系



[基本理念]

[基本方針]

[施策の方向性]



第4章 施策の展開





基本方針１ みんなで支える湖南市のこどもと子育て

【重点課題と取組】

課題	対応する取組
子育て世帯の4割が地域子育て支援事業（つどいの広場や子育て支援センター）の利用経験なし	・関係機関と連携した情報提供の充実【１－（４）－①】 ・市広報など多様な媒体を活用した子育て情報の提供【１－（４）－①】
未就学児保護者の保健センター以外の子育てに関する事業に対する認知度が５割以下	
子育てなどについて相談できる人が誰もいないと回答した人のうち約４割が、「だれに相談していいかわからない」と回答。相談機関の周知や利用しやすい環境づくりが必要	・こども家庭センター「まるっと」【１－（４）－①】 ・市広報など多様な媒体を活用した子育て情報の提供【１－（４）－①】 ・こども・若者の居場所づくり【１－（３）－①】
地域活動やイベントに参加していない子育て家庭が未就学児保護者で約４割。地域の繋がり希薄化が心配される	・地域の子育て支援体制の充実【１－（１）－②】 ・子育てサークルの育成とネットワークづくり【１－（１）－②】 ・身近な地域での集いの場の確保【１－（３）－①】
地域交流やこどもの見守り・支え合いを求めて、こども食堂を利用したいひとり親家庭が３割	

施策の方向（１）親育ち・親のサポート

これから親となる人へむけて、子育て教室や家庭教育の学習機会などの“親育ち”への取組を実施し、子育ての喜びや楽しみを実感できるよう支援します。

核家族化や地域のつながりの希薄化による、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、情報の交換ができる場である親子関係形成支援事業を、必要に応じて検討していきます。

① 親育ち、家庭教育の推進

【主な取組】

事業	概要
子育て教室の開催	乳幼児期のこどもの成長を学び合い、参加者同士の交流から子育てについての情報交換の場づくりに努めます。 取組例…もぐもぐ教室、ぴよぴよ教室
家庭教育に関する学習の機会の充実	こどもへの接し方、親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などの機会を提供し、参加促進と内容充実に努めます。特に地域において子育てニーズの直接的把握がしやすく、子育て中の親との日頃からの人間関係を基盤として活動を行っている子育て支援団体との連携を強化し、きめ細かな情報提供に努めます。 取組例…家庭教育講座、子育て支援センターにおける助産師・保健師の相談
世代間交流の推進	子育ての先輩である高齢者や地域住民の方の子育てに関する知識・経験を生かし、身近な地域で子育てについて学習できる機会の提供に努めます。 取組例…子育てサロン

② 子育て応援ネットワークの充実

【 主な取組 】

事業	概要
親子ふれあい事業の推進	親子のふれあいや家族団らんの大切さを学ぶ機会を提供し、地域の子育て力の充実を図ります。 取組例…子育て支援・親子ふれあいの集い(民生委員・児童委員協議会)
地域の子育て支援体制の充実	地域の子育て経験者などの人材を活用し、子育て世代の保護者に子育ての楽しさや助言などを行ってもらうなど、地域における総合的な子育て支援に協働して取り組むための体制の充実を図ります。 取組例…コミュニティスクール、主任児童委員等との交流
子育てサークルの育成とネットワークづくり	地域全体で子育て活動を実践していく気運づくりに努め、自主的な子育てサークル育成を進めます。また、区・自治会組織や各地域まちづくり協議会を中心に、地域のこどもがイベントに参加し、大人と交流する機会を促進します。 取組例…児童館まつり

施策の方向（２）仕事と育児の両立支援

男女ともに希望どおり、気兼ねなく育児休業、介護休業制度を使えるよう、組織の管理職等の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めます。

また、長時間労働の是正や子育て期の柔軟な働き方に関する制度の導入・利用促進など、事業者への啓発活動を進め、働き方改革を進めます。

① 子育てと仕事を両立できる職場環境づくり

【 主な取組 】

事業	概要
育児休業制度・介護休業制度などの啓発	事業主に対して、育児休業制度・介護休業制度など、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを推進します。 取組例…企業訪問、セミナー開催
育児休業を取得した女性の職場復帰などに対する啓発・支援	事業主に対して、育児休業取得や仕事と家庭の「両立支援等助成金」制度の利用について啓発に努めます。また、関連団体が実施する再就職セミナーへの呼びかけなどを通じて女性の職場復帰・再就職への支援を推進します。 取組例…企業訪問、女性を対象とした資格取得講座
ファミリーフレンドリー企業の普及・啓発	仕事と家庭を両立させ、十分に能力を発揮して働くことができる職場環境と制度をもち、多様でかつ柔軟な働き方が選択出来るよう情報提供や啓発に努めます。また企業内保育所の設置、育児休業などの取得や、出産退職後の再雇用、短時間勤務など家族生活に応じた勤務形態が実現するよう啓発します。 取組例…企業訪問、セミナー開催

② 働き方の見直しに向けた啓発

【 主な取組 】

事業	概要
労働時間短縮への啓発	企業・事業所を対象に、労働時間の短縮について啓発に努めます。また、フレックスタイム制や変形労働時間制などについても啓発を進めると同時に、働き方改革につながるセミナーなどの開催に努めます。 取組例…企業訪問、ホームページ等での啓発
フレックスタイムや在宅就労などの勤務形態の多様化への啓発	企業・事業所を対象に、変形労働時間制やフレックスタイム制、子育て期などの短縮時間勤務、在宅就労、リモートワークなど、多様な勤務形態導入を促進し、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、情報提供や啓発に努めます。 取組例…企業訪問、ホームページ等での啓発
働き方改革	企業・事業所を対象に、年次有給休暇取得や正規労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正、労働時間の短縮を啓発し、だれもが多様で柔軟な働き方を選択できるように、また多様で柔軟な働き方を実現できるよう、情報提供やセミナー開催に努めます。 取組例…企業訪問、ホームページ等での啓発

施策の方向（３）地域で支える子育て

子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、地域子育て支援拠点事業を推進します。日常的に交流ができるような環境づくりに努め、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる児童育成支援拠点事業を検討していきます。

また、子育てボランティアやファミリー・サポート・センター事業の登録を推進し、地域人材の社会参画を促進します。

さらに、安全で安心して過ごせるこどもの居場所づくりや、赤ちゃんの駅事業を整備するなど、地域の中で子育て世帯を支え合い・助け合いが実践できるよう支援の充実を図ります。

① 地域の支え合い・助け合いによる子育て支援の充実

【 主な取組 】

事業	概要
ファミリー・サポート・センター事業の推進	多様化する保育ニーズへの対応策のひとつとして、地域との連携のもと、育児援助を行ってくれる人を提供会員として登録し、育児援助を受けたい人に紹介するファミリー・サポート・センター事業を継続して行います。事業のPR、提供会員数の増加や育成を進めていき利用しやすい事業となるよう努めます。
身近な地域での集いの場の確保	まちづくりセンターや図書館など、地域の公的施設の活用に努め、自治会組織をはじめとした各団体の協力・支援を得ながら、地域住民(若い世代から高齢の世代まで)一人ひとりによる支援活動をつなげ、小規模多機能自治がめざす地域全体でのこどもの見守りを推進します。 まちづくりセンター、図書館などの公共施設の整備にあたっては、親子が気軽に交流するための空間整備や場の確保について積極的に検討します。 取組例…下田まちづくりセンター整備、甲西図書館のリニューアル
こども・若者の居場所づくり	すべてのこども・若者が、安全で安心して過ごせる居場所を持てるよう、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。児童館等、こども・若者に身近な公共施設の機能強化を図り、幅広い年代のこども・若者が自由に集まり、自由に過ごせる場となるよう整備について検討します。 「食事」を通じて、こども・若者と地域がつながる垣根のない居場所であるこども食堂について周知に努め、身近な地域での開設を推進します。 取組例…夏休みの居場所、こども食堂(地域まちづくり協議会等)

② つながりが広がる子育て支援の充実

【 主な取組 】

事業	概要
地域子育て支援拠点事業の推進	つどいの広場や子育て支援センターにおいて乳幼児とその保護者の遊びと交流の場を提供し、子育ての孤立化の予防、育児不安を解消するための相談指導、助言を行います。また、講座の開催や情報提供を通じて子育て家庭の育児不安を解消し、子育て力の充実に努めます。 取組例…つどいの広場、子育て支援センター
赤ちゃんの駅事業	公共施設をはじめとして、授乳室やおむつ替えなどができる赤ちゃんの駅登録施設を増やし、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整備します。

施策の方向（４）子育てにおける多様なニーズへの支援

妊娠期から幼児期および就学期まで一体的な相談支援体制を構築します。あらゆる相談にワンストップで応じ、適切な関係機関へつなぐなどの切れ目ない支援を実施します。

入園・就学後については、園や学校と連携し、子育て相談や情報提供機能の充実を図ります。

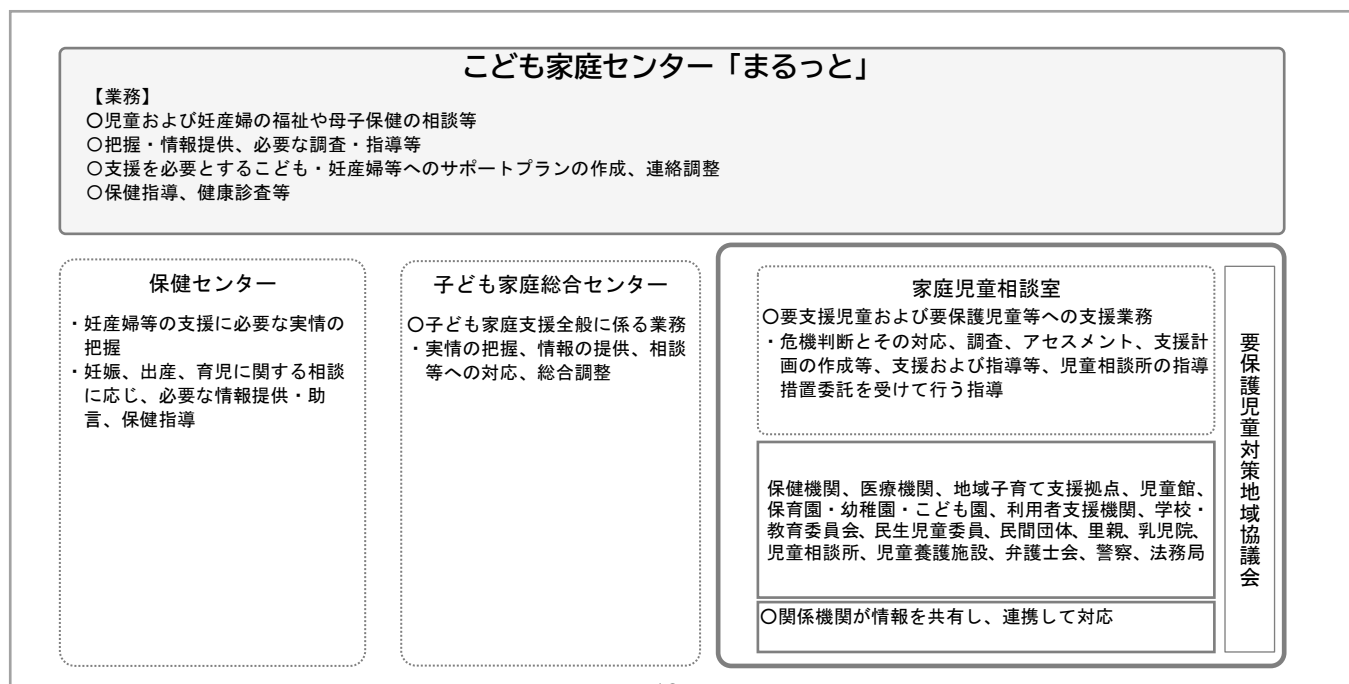
さらに、子育てに関するきめ細かな情報提供や、幅広い入手のための情報ガイドブックの配布をはじめ、市ホームページ、公式LINE、アプリを活用した情報発信に努めます。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当をはじめとした各種手当や給付制度、医療費の助成など制度の普及を図るとともに、国や県に対しても制度の充実を要望していきます。

① 利用しやすい相談窓口とわかりやすい情報伝達

【主な取組】

事業	概要
こども家庭センター「まるっと」	こども家庭センター「まるっと」は、これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て応援サポートセンターの機能を統合し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的で切れ目のない相談支援を行うための中核となる機関です。個々の家庭の課題・ニーズに応えるため、サポートプランを作成します。
利用者支援事業の推進	子育てに関するあらゆる相談に子育て支援コンシェルジュがワンストップで応じ、各種制度を案内したり、関係機関などへつなぐなど、相談内容に応じた支援を行います。
養育支援訪問事業の推進	養育の支援が必要な家庭に対し、看護師・児童支援員などが訪問し、育児相談などを行うことで、子育て家庭が抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。



事業	概要
園や学校における相談体制の充実	市内の保育園・幼稚園・こども園を地域に開かれた子育て支援の施設として位置づけ、子育てに関する相談・情報提供機能の充実を図ります。 学校においては、巡回相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、こどもたちが心の悩みを気軽に相談できる機会の充実に努めます。また、いじめ、不登校などに関する相談に応じ、その解消を図るため、不登校ネット推進会議、教育相談などの事業の充実に努めます。 また、教育委員会事務局に社会福祉士を配置し、家庭内でのトラブルなどにも対応し、こどもの園や学校での生活の安定につながるよう連携できる体制を整備します。
関係機関と連携した情報提供の充実	こども家庭センター「まるっと」、保育園、幼稚園、こども園、学校などの関係機関が連携し、子育てに役立つサービスを利用できるよう情報提供に努めます。
市広報など多様な媒体を活用した子育て情報の提供	広報誌やホームページ、市公式アプリ「こなんいろ」などを活用して子育てに関する情報を発信します。また、情報が広く行き渡るよう、地域に根ざした多様な媒体（回覧板など）も活用した情報提供に努めます。 取組例…子育てガイドブック、市広報、ホームページ、公式LINE、公式アプリ「こなんいろ」
民生委員・児童委員（主任児童委員）活動の周知	地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員（主任児童委員）活動について引き続き啓発・普及を図るとともに、身近な相談相手としての認識が浸透するよう、その活動の啓発を図ります。

② 経済的な負担の軽減

【 主な取組 】

事業	概要
児童手当をはじめとした各種手当の支給	こどもを扶養している家庭に各種手当が行き渡るよう、制度の周知と手続きの簡略化に努めます。また制度の充実についても引き続き国や県に要望していきます。 取組例…児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
奨学資金給付制度	高校、大学などに在学している学生に対して奨学金を給付することにより、経済的負担の軽減を図ります。また、これらの制度の普及を図ります。
養育費の保証促進補助金制度	養育費はこどもの権利であり、保証されるべきものであるという社会的な理解を広めるとともに、離婚の際に養育費の取り決めが行われるよう周知を図ります。また、養育費保証契約の初回分の保証料や、養育費を取り決める際に必要な公正証書などの作成に係る諸費用の助成を行います。 取組例…養育費に関する公正証書等作成補助金、養育費の保証促進補助金
医療費の助成	乳幼児から高校生までのこどもの医療費の助成、また、ひとり親家庭のこどもやその母親・父親に対して医療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。 取組例…乳幼児医療費助成事業、母子・父子家庭福祉医療費助成事業
幼児教育・保育の無償化	3歳以上児の保育園保育料等や、保育の必要性のある人の一時預かりや病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター等の利用料について、経済的困窮世帯を無償化の対象とし、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、3歳未満児の認可外保育施設の利用者についても利用料の助成を行います。
就園・就学助成	子ども・子育て支援制度に移行せず幼稚園などを運営する施設に通うこどもの保護者に対する助成などを行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、これらの制度の普及に努めます。 取組例…幼稚園就園助成事業、小中学校児童生徒就学援助費支給事業



基本方針２ 多様なニーズに応える子育て支援

【重点課題と取組】

課題	対応する取組
こどもの年代が上がるにつれて、生活が苦しいと感じる世帯が増えている	・サポートプランの作成【２－（３）－①】 ・生活困窮世帯の学習支援（らくらく勉強会など）【２－（３）－⑤】 ・奨学資金給付制度【１－（４）－②】
進路選択が家庭の経済状況の影響を受けている家庭が２割	
身近にヤングケアラーと思われるこどもがいると回答した若者が5.6%	・ヤングケアラーコーディネーター配置【２－（３）－①】 ・スクールソーシャルワーカー配置【３－（３）－①】
こどもが病気やケガで小学校に行けなかったとき、「仕方なくこどもだけで留守番させた」という回答が14%	・病児・病後児保育の広域利用検討【２－（４）－①】
長期休暇中のみの学童保育所の利用を希望する声が多い	・学童保育所の運営に対する支援の充実【２－（４）－②】 ・こども・若者の居場所づくり【２－（３）－⑤】

施策の方向（１）教育・保育の充実

少子化などに伴う保育ニーズに注視し、待機児童を発生させないよう努めるとともに、令和8年度から本格実施のこども誰でも通園制度に早期取り組みます。

さらに、保育園・幼稚園・こども園が連携した質の高い就学前教育（保育）の充実を図るとともに、学校教育の充実だけではなく、生涯学習も含めたこどもの健全育成の推進を図ります。

特別な支援が必要なこどもについては、ともに遊び、ともに育つ環境をめざし、個々の障がいや特性に合わせた保育を実施できるよう、職員間・関係機関との連携や人権意識を培う研修の開催などを充実させます。

① 教育・保育サービスの充実

【主な取組】

事業	概要
待機児童ゼロ	待機児童ゼロの政府方針に基づき、各種施策を活用し待機児童を発生しないよう努めます。
乳児保育事業の充実	引き続き受け入れ体制の維持に努めるとともに、保護者の保育ニーズの動向を踏まえながら定員枠の確保に努めます。

事業	概要
認定こども園へ移行推進	幼児期において自立心や、協調性、社会性を培うため、一人ひとりのこどもの発達段階に応じた就学前の指導・援助の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園の移行を推進していきます。
こども誰でも通園制度	月一定時間までの利用可能枠のなかで、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度に取り組みます。
老朽化した施設の整備	こどもの安心・安全のため、老朽化した園については、環境改善、防災機能を強化等を実施します。

② 教育・保育内容の充実

【 主な取組 】

事業	概要
就学前教育（保育）の充実	発達段階に応じた指導・援助に努め、人権意識を培い、自立性・社会性豊かなこどもを育成する保育（教育）内容の充実を図ります。未就園児、小学生、中学生、高校生、高齢者とのふれあい交流や体験的活動を積極的に取り入れ、乳幼児の生きる力の基礎の育成と郷土愛を育む地域の特性を生かした就学前教育（保育）を推進します。
障がい児保育（教育）事業の充実	特別な支援を必要とする児童のそれぞれの個性を尊重した個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、個の障がいや能力に応じた保育（教育）内容の充実に努めます。また、作成した指導計画や状況について次のステージに引き継いでいくことで安定した支援が実施できるよう努めます。園内、校内での取組や個別の指導計画の内容充実と保護者への開示についての周知を図ります。互いを理解し合えることで、人権意識を高められるよう関係機関と連携し、事業の充実に努めます。また、職員間の連携強化と研修機会の充実に努めます。 取組例…ことばの教室

③ 地域に開かれた子育て支援の充実

【 主な取組 】

事業	概要
保育園・幼稚園・こども園の園庭開放の推進	地域に開放することで、こどもたちには様々な遊びの体験を、保護者には交流の場・相談の場を提供します。また、親子が遊ぶ機会を通じて、互いの交流を深めるとともに、育児相談もあわせて実施します。 取組例…未就園登園事業

施策の方向（２）保育人材の確保と育成・資質の向上

今後ますますの保育ニーズの多様化や、質の高い保育・教育を保障するため、職員の処遇改善や現場の負担軽減を講じるとともに、保育人材の積極的な確保を推進します。

保育・教育の質の向上においては、認可外保育施設も含めた、市内施設で働く保育士、保育教諭、幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）、市内在住の潜在保育士を対象とした合同研修を実施します。

また、各幼稚園、保育園、こども園の特性を尊重しつつ連携を強化することで、保育・教育内容の研究や充実を図るとともに、小中学校とも連携し、さまざまな研修などを実施します。

① 保育人材の確保と資質の向上

【 主な取組 】

事業	概要
保育人材の確保	保育士等の待遇改善に努めるとともに、待機児童とのバランスを考慮したうえで、保育士等が保育に集中できる環境のあり方について検討を進め、人材の確保に努めます。 取組例…保育士等奨学金返還支援事業費補助金、保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金、保育士確保定着支援金支給事業
教員・保育士の資質の向上	幼児教育・保育に対する保護者のニーズに対応できるよう保育士等の合同研修会などの取組を行い、資質の向上に努めます。また、この研修の対象を市内認可施設で働く保育士等に限らず、認可外保育施設や潜在保育士も対象とすることで、市の教育・保育力の向上に努めます。
幼児教育アドバイザーの派遣	幼児教育アドバイザーの派遣の促進を図り、教育・保育の質の向上および保育士等の資質の向上をめざします。
研修の充実	キャリアアップ研修の受講などを推進し、県と連携しながら研修環境の充実に努めます。
就職フェアの開催	市内保育事業者と連携し、広域的に開催場所や開催方法を検討し就職フェアを実施することにより、保育士の確保を図ります。
保育人材バンクの設置	保育士や保育補助員の人材登録を行い、潜在保育士と保育事業者の双方のニーズを踏まえ、就職につなげる取組を進めます。

② 保育園・幼稚園・こども園・小中学校の連携

【 主な取組 】

事業	概要
園同士の交流の推進	園それぞれの特性を尊重しながら連携を強化し、保育内容・教育内容の充実に努めます。
保・幼・小連携の推進	保育園、幼稚園、こども園、小中学校の教職員が、各中学校区人権教育ネット推進事業など、様々な機会を通して校種間連携を図ります。 取組例…教職員保育体験研修、小学校授業体験研修、人権同和授業(保育)研究会

施策の方向（３）特別な支援を必要とする児童・生徒へのサポート

児童虐待の早期発見、早期対応のために、関係機関や地域と連携し、あらゆる機会を通じて虐待の兆候把握や未然防止に努めます。

虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市としての包括的な相談支援体制の強化を図ります。また、妊産婦や子育て家庭、ヤングケアラーを含めたこどものSOSを受け止め、必要な支援を届けるため、各機関と情報共有・連携して、個々の家庭状況に応じたサポートプランの作成を行います。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国・県・ハローワークおよび関係機関などと連携しながら、就労および子育てとの両立や経済的支援の充実に努めます。

発達に支援が必要なこどもが地域で安心して暮らせるように、一人ひとりの状況に応じたサービスの充実を図り、それぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

外国にルーツを持つこどもについて、日本語教室の充実をはじめ、交流の場や相談支援の充実など、地域で安心して暮らせるよう支援を行い、多文化共生の地域づくりを推進していきます。

① 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進およびヤングケアラーへの支援

【 主な取組 】

事業	概要
こども家庭センター「まるっと」 （※再掲）	こども家庭センター「まるっと」は、これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て応援サポートセンターの機能を統合し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的で切れ目のない相談支援を行うための中核となる機関です。個々の家庭の課題・ニーズに応えるため、サポートプランを作成します。
ヤングケアラーコーディネーターの配置	ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーを様々な支援に結びつける体制を整備します。支援が必要と思われるこどもについて、小中学校等の関係機関から情報を把握し、訪問、ピアサポートを含めた居場所づくり等を検討します。
サポートプランの作成	こども家庭センターで妊産婦や子育て家庭、こどものSOSを受け止め、必要な支援を届けるため、各種機関や事業と連携して、個々の家庭の状況に応じたサポートプランを作成します。

事業	概要
児童虐待の早期発見・早期対応に向けた予防啓発の推進	母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問事業（新生児・妊産婦訪問指導）や、医療機関と連携することで要支援家庭を早期に把握します。特に支援が必要な家庭に対しては、必要なサービスの提供を行います。また、予防対策を総合的に推進するため、関係機関で構成する「湖南省要保護児童対策地域協議会」において啓発活動、教職員や保育士など対象とした研修の充実、総合的な対策を推進します。関係各課・機関との迅速な連携に努めます。 取組例…要保護児童対策地域協議会、スーパーバイザー研修会
母子保健事業を通じた虐待の兆候の把握	母子健康手帳交付時に不適切な養育の早期発見に努めるとともに、医療機関との連携のもと虐待の疑いのあるこどもの情報収集に努めます。特に支援が必要な方には、特定妊婦として湖南省要保護児童対策地域協議会において支援を行っていきます。 また、各種健診（検診）などの機会を活用し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。 取組例…産婦人科との連携、乳幼児健診、虐待ケース支援
相談支援体制の充実	関係機関の連携のもと、相談支援体制の充実を図ります。特に支援が必要な家庭に関しては、調整機関である「湖南省要保護児童対策地域協議会」においてそれぞれの役割について協議し、支援の一体性、連続性を確保した支援の充実に努めます。 取組例…要保護児童対策地域協議会
要保護児童対策地域協議会の推進	要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催を通して、児童虐待の防止、早期発見および早期の適切な対応をすることで、児童福祉の向上に努めます。
虐待ケース支援	虐待の疑いのあるこどもの保護や家族への援助方針を検討し、家族が自立でき、こどもたちが安心して過ごせるように支援します。関係機関が一体となり、虐待の未然防止の取組を進めます。
教育との連携	発達に支援が必要なこどもについては、虐待のリスクを軽減するため本人やその保護者が地域の中でいきいきと生活できる環境づくりを支援します。また、有意義な日常生活が送れるよう、保護者（本人）と教育委員会、スクールソーシャルワーカーを含め、保健・福祉・医療の連携により、総合的な支援の強化を図ります。
ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）への対策の推進	ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）相談の際、こどもの状態の聴き取りも同時に行い、必要なサポートを行えるよう関係機関との連携を図ります。
教職員・保育士などに対する研修の充実	園や学校などにおいて、虐待の早期発見・早期対応を図るため、保育士・教職員などに対する研修の充実を図ります。

② ひとり親家庭への支援

【 主な取組 】

事業	概要
児童扶養手当の支給	離婚などによりひとり親になった家庭の親または親にかわって、その児童を養育している方に、児童の健やかな成長を願って生活の激変を一定緩和するため手当を支給します。また、ホームページなどを通じて制度の広報活動に努めます。
母子・父子および寡婦福祉資金貸付制度	制度の広報・普及、その家庭に応じた貸付の相談指導に努めるとともに、国・県に対し制度の充実についての働きかけに努めます。

事業	概要
養育費の保証促進補助金制度 (※再掲)	養育費はこどもの権利であり、保証されるべきものであるという社会的な理解を広めるとともに、離婚の際に養育費の取り決めが行われるよう周知を図ります。また、養育費保証契約の初回分の保証料や、養育費を取り決める際に必要な公正証書などの作成に係る諸費用の助成を行います。 取組例…養育費に関する公正証書等作成補助金、養育費の保証促進補助金
ひとり親家庭に対する相談、情報提供	ひとり親家庭の相談対応や、ひとり親家庭福祉推進員によるサポート定期便の配布などを通じた情報提供を行います。 取組例…母子父子自立支援員、ひとり親家庭福祉推進員
ひとり親家庭など、多様な家族形態を尊重する意識啓発	企業訪問などの機会に企業への啓発を行うほか、市広報やホームページを通して啓発を行います。
就労への支援	ひとり親家庭の自立支援を図るため、国・県・ハローワークおよび関係機関等との連携を強化し一人ひとりの実情に応じて、給付金制度の活用を提案するなど、きめ細やかな就労支援を推進します。 取組例…母子・父子自立支援プログラム策定、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業
ひとり親家庭家事援助派遣事業	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対し家事ヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行います。
ひとり親家庭福祉医療費助成制度	ひとり親家庭で、18歳未満の子を扶養している親とその子が保険診療による医療を受けた場合、自己負担額を助成します。
保育園、放課後児童クラブの充実	子育てと就業などの両立や安定的な就労を図るため、多様なニーズに対応する保育園や放課後児童クラブへの優先的利用について支援を図ります。 取組例…保育園の優先利用、学童保育所利用料金助成金

③ 発達に支援が必要な子どもへの支援

【 主な取組 】

事業	概要
乳幼児期からの一貫した発達支援体制の充実	発達に支援が必要な子どもに対して、乳幼児期から学齢期、就労期まで一貫した支援をしていくため、各種検討会など関係者会議を定期的開催し、支援への共通理解、連携を図ります。また、療育教室やことばの教室の通級基準について検討を進めます。
発達支援室の充実と発達支援センターの専門性の強化	支援体制の司令塔である発達支援室（保健・福祉・医療・教育・就労）を充実し、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援のため関係課との連携を強化します。また、高校生以上の支援のニーズが高まってきているため、学校への適応を高めるための支援や就労体験や働くことの実感が得られるようなスモールステップの就労支援の一層の充実を図ります。
早期対応と支援	乳幼児健診・発達相談・保育園などへの巡回相談において、発達課題のあるこどもの早期の発見と支援に努めます。
障がい児保育・教育による支援	発達に支援が必要な子どもに対し、その家庭とこどもの状況に応じて教育・保育を提供できるよう努め、細やかな支援ができるよう加配保育士を適正に配置します。また、保育士の確保と資質向上に努めます。

事業	概要
発達に支援が必要な子どもに対する適切な療育・支援体制の充実	特別な支援を必要とする子どもに対して、個別の指導計画や個別の教育支援計画をたてて、よりよい成長を促すための支援を充実します。安全で楽しく園生活を過ごすことができるように、加配保育士による指導体制を充実します。また、個の潜在能力を最大限引き出すために、健診情報などを活用しながら保護者・主治医・園医・専門機関・保健師および保育園・幼稚園・こども園などが連携し、発達に支援が必要な子どもに対する適切な処遇検討・支援の連携を図ります。これらの情報を個別の指導計画に記載し、次のステージにつないでいきます。保育士、専門機関へのニーズが年々増えていく中で支援体制を維持するための人材確保と人材育成に取り組めます。 取組例…療育教室(ぞうさん教室)、ことばの教室、障がい児加配保育士・講師の配置、個別サービス調整会議
児童発達支援の充実	児童発達支援センターとして認可されたことにより、児童発達支援における地域の中核的な機能を果たします。通所支援センター（ぞうさん教室）において未就学の発達に支援が必要な子どもに対して通所による療育活動を行っています。こどもの発達や園での状況、保護者の理解、さらにサービス利用の時期などを総合的に判断し、関係機関と連携しながら地域において早期療育・早期支援の体制を維持します。 取組例…療育教室(ぞうさん教室)
保育所等訪問の体制の充実	園に通う発達に支援が必要な子どもに対して、利用者の希望により、その施設を訪問して集団生活適応のための専門的な支援を行い、療育教室との連携を図ります。
ことばの教室の充実	ことばやコミュニケーション、行動や学習に課題をもつ就学前～義務教育終了までの子どもたちが、明るく、のびのびと成長、発達できるよう個に応じた相談・指導を充実します。中学校区ごとに地域のニーズに合わせた対応を図ると共に、ライフステージごとに専門性をもった指導員の確保に努め、発達段階に応じた対応を深めます。
特別支援教育推進のための体制づくり・巡回相談員の設置	特別支援学級や学習障害（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）などの通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒に対し、個々の教育的ニーズに対応した合理的な配慮について、個別の指導計画や教育支援計画を作成し、支援推進のための体制づくりに取り組むとともに、保護者や本人の参画を促進します。必要に応じ、関係機関（福祉・医療など）との連携を図ります。また、巡回相談員を設置し、特別支援教育が必要な事例に対して必要な情報を収集し、校内支援委員会などへの指導助言を行います。さらに、就学相談や就学支援委員会などの充実、巡回相談員などの人材の確保、人材養成などの計画的な取組を進めます。 取組例…巡回相談員、特別支援教育コーディネーター配置
教職員の資質の向上	特別支援保育・教育に関する保育士や教職員の研修の機会を設け、資質の向上を図ります。また、巡回相談の充実を図り、児童・生徒が適切な支援を受けられるようにします。
社会参加に向けた支援の充実	発達に支援が必要な子どもが積極的に外出したり、地域の人々と交流したりできるよう、社会参加促進のための支援を充実します。 取組例…放課後等デイサービスの拡充
ここあいパスポートの活用	ここあいパスポートは、発達に支援の必要な人の幼児期から学齢期を終了した就労期までの支援情報と本人・家族の願いや思いを支援者と共有するためのツールです。保健・福祉・医療・教育・就労など、さまざまな分野の人たちが、支援をつなぎ、本人が地域でその人らしくいきいきと暮らせるために、本人・家族と作成し活用します。

事業	概要
障がい者（児）福祉サービス事業・地域生活支援事業費	発達に支援が必要なこどもの中でサービスを必要とするこどもに対し、支援します。 ＜福祉サービス事業＞ - 障がい児通所支援 - 児童発達支援 - 医療型児童発達支援 - 放課後等デイサービス - 保育所等訪問支援 - 居宅訪問型児童発達支援 - 介護給付 - 居宅介護 - 短期入所 - 行動援護 - 補装具費の支援 ＜地域生活支援事業＞ - 日中一時支援 - 日常生活用具費の支給
ユニバーサルデザインの視点をもった施設整備	既存公共施設の洋式トイレへの改修や多目的トイレの設置、床の段差解消など、施設のバリアフリー化を推進します。

④ 外国にルーツを持つこどもへの支援の充実

【 主な取組 】

事業	概要
在日外国人および帰国者の児童・生徒に対する指導の充実	在日外国人や帰国者のこどもの学校生活や就学・進路選択のための支援の充実を図ります。さくら教室や各校の日本語教室の充実に向け、通訳や支援員の配置のほか、研修機会や情報交換の充実に努めます。 取組例…さくら教室、すまいりー事業
日本語や日本の文化を学ぶ機会の提供	交流と理解の促進とコミュニケーションの支援のため、日本語教室を開催する湖南省国際協会の活動を支援します。 取組例…日本語教室(湖南省国際協会)
母語や母国の文化に触れる機会の提供	家庭でのコミュニケーション不足の解消とアイデンティティ確立のため、母語教室を開催する湖南省国際協会の活動を支援します。 取組例…南米語学学習教室(湖南省国際協会)
多文化共生の地域づくりのための意識啓発	国籍や民族などが異なる人々が互いの文化を認め合い人権を尊重し、共に生きる多文化共生社会を推進するため、多文化共生や外国人の人権をテーマとした講座などの開催と、市民参加による人権意識の高揚のための活動を推進し、多文化共生の地域づくりのための啓発に取り組みます。 取組例…うちなる国際化フォーラム、やさしい日本語講座、出会い・気づき・発見講座、豊かなつながり創造講座、人権まちづくり会議、人権まちづくり懇談会
多文化共生の地域づくりのための交流の場の提供	国籍や民族などが異なる人々が互いの文化を認め合い人権を尊重し、多文化共生社会を実現するため、こどもも参加できるさまざまな交流事業を開催する湖南省国際協会の活動を支援します。 取組例…ワールドフェスタこなん(湖南省国際協会)

事業	概要
安心して相談できる環境の整備	外国人市民を取り巻くさまざまな課題に広く対応するため、多言語で相談できる相談窓口を設置し、安心して相談できる環境を整備します。 妊娠期から子育て期にわたる様々な相談の場面では、通訳職員の配置や書類の翻訳などを継続して実施します。 取組例…一元的外国人相談窓口設置

⑤ こどもの貧困対策の推進

【 主な取組 】

事業	概要
生活困窮世帯の学習支援	こどもが生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、自己肯定感・自立する力を持つために、学習習慣を形成する「第三の居場所」への参加を促します。 取組例…らくらく勉強会、地域未来塾学習支援員
こども・若者の居場所づくり (※再掲)	すべてのこども・若者が、安全で安心して過ごせる居場所を持てるよう、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。児童館等、こども・若者に身近な公共施設の機能強化を図り、幅広い年代のこども・若者が自由に集まり、自由に過ごせる場となるよう整備について検討します。 「食事」を通じて、こども・若者と地域がつながる垣根のない居場所であるこども食堂について周知に努め、身近な地域での開設を推進します。 取組例…夏休みのこどもの居場所、こども食堂
重層的支援体制整備事業	こどもを取り巻く家庭環境に複数の課題がある場合には、各分野の相談支援機関や地域づくり関係事業との連携により必要な支援を行います。

施策の方向（４）多様な子育ての支援の充実

少子高齢化、核家族・共働き家庭の増加を背景に、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、一時預かり保育、病児保育などにかかる多様なサービスの充実と確保に努めます。

学童保育については引き続き、指導員への研修や施設の整備を実施し、こどもたちの放課後の安心で健全な居場所づくりを支援します。

また、発達に支援が必要なこどもについても、ともに過ごせるよう、受入体制や関係機関との連携を強化します。

① 多様な子育て支援サービスの充実

【 主な取組 】

事業	概要
子育て世帯訪問支援事業の充実	家事や育児に関して不安を抱える子育て家庭、妊婦、多胎児、ヤングケアラー等の家庭に対して、訪問支援員を派遣し家事や育児に対する支援、相談対応を行います。
障がいのある保護者への子育て支援	こどもに対して十分な養育をすることができない障害をもつ保護者に対して、沐浴やこどもの通院の付き添いなどのサービスを受けられる居宅介護における育児支援を提供します。
発達に支援が必要なこどものいる家族への支援	同じような発達障がいのあるこどもをもつ親に対して、共感的なサポートを行うペアレントメンター事業・ペアレントトレーニング事業を展開し、発達に課題のあるこどもの子育てについてサポートします。 取組例…ペアレントメンター事業
病児保育事業の実施	こどもが病気でも仕事が休めない家庭への支援として、引き続き事業を実施し、保育園などを利用する保護者や関係機関へ周知を行います。また近隣他市との共同利用など、より利用しやすい事業への展開を図ります。
子育て短期支援事業の推進	保護者が病気や仕事などの理由により、家庭での養育が一時的にできない場合、児童養護施設などで夜間、もしくは短期間、緊急的に預かることにより、児童の安全を確保します。また関係施設と連携し、事業実施の体制整備に努めます。 取組例…トワイライト事業、ショートステイ事業
延長保育・休日保育事業の充実	保護者の就労形態の多様化などに伴うニーズの変化に対応できるよう、保育時間の充実に努めます。
夜間保育、特定保育事業の実施検討	保護者の就労形態や就労時間の多様化を踏まえ、通常保育事業の利用要件の対象外となる夜間や週2～3日程度または午前か午後などの短時間保育ニーズなどの動向をみながら、必要に応じ事業の実施を検討します。
一時預かり事業の充実	保育を必要とする家庭については、保育施設を提供できる体制作りを図ることとともに、幼稚園、こども園において教育時間前後や休業日などに預かる在園児型の一時的預かりを含め、ニーズの高まる一時預かり事業の提供体制の確保に努めます。
ファミリー・サポート・センター事業の推進（※再掲）	多様化する保育ニーズへの対応策のひとつとして、地域との連携のもと、育児援助を行ってくれる人を提供会員として登録し、育児援助を受けたい人に紹介するファミリー・サポート・センター事業を継続して行います。事業のPR、提供会員数の増加や育成を進めていき利用しやすい事業となるよう努めます。

② 放課後児童健全育成事業の充実

【 主な取組 】

事業	概要
放課後児童クラブの運営に対する支援の充実	昼間、家庭に保護者のいない児童が安心して過ごせる環境を確保し健全な育成を図るため、放課後児童クラブの受け入れ体制の整備に努めるとともに、支援が必要な児童も安心して過ごせるよう、指導員に対する研修や、施設・設備などの改善に努めます。また、利用児童数の増加により児童の専用区画の確保が難しくなる放課後児童クラブについて、学校施設の活用などにより受け皿を確保するなど、環境の整備を行います。
放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブの指導員への研修を通じて、指導員の資質の向上を図ります。また、学童保育の内容の充実を目的とし、市の状況に応じたガイドラインの策定をめざします。
発達に支援が必要な児童の受け入れ	発達に支援が必要な児童も共に過ごすことができるよう、受け入れ体制の強化を推進します。発達に支援が必要な児童の支援について指導員研修を継続して実施し、資質の向上を図り、また発達支援室など関係機関との連携し、児童に細やかな支援ができるよう努めます。





基本方針３ こどもと子育てをとりまく環境づくり

【 重点課題と取組 】

課題	対応する取組
さまざまな世代が遊べる公園などの環境整備を望む声が多い	・公園・広場の整備【３－（３）－②】 ・全天候型遊び場施設の整備【３－（３）－②】
日常的にインターネットやSNSを利用するこどもが増え、インターネット空間を居場所と感ずるこどもが２割	・インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策【３－（４）－②】 ・こども・若者の居場所づくり【１－（３）－①】

施策の方向（１）子育て世帯に対する切れ目のない支援

安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、こども家庭センター「まるっと」での一体的な相談支援をはじめ、妊産婦訪問指導や産後ケア事業など、切れ目のない支援を実施し、生まれてくるこどもの健やかな発育を支援します。

各成長発達段階での健康診査などの機会を通じて、疾病の早期発見と親子の健康維持や障がいの早期発見、早期治療・療育につなげます。さらに、生涯を通して健康な生活を送るために食育を推進し、乳幼児期からの健康や食生活を支えます。

また、思春期においては、生命の誕生と性、性感染症などに関する正しい知識の普及、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響など、プレコンセプションケアについての保健指導の充実を図ります。

① 安心感のある妊娠・出産の確保と支援

【 主な取組 】

事業	概要
こども家庭センター「まるっと」 （※再掲）	こども家庭センター「まるっと」は、これまでの子ども家庭総合支援拠点と子育て応援サポートセンターの機能を統合し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的で切れ目のない相談支援を行うための中核となる機関です。個々の家庭の課題・ニーズに応えるため、サポートプランを作成します。
母子健康手帳の交付	母子の一貫した健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、子育てを記録する手帳を交付し、妊娠中や子育て中の不安の軽減を図る情報を提供します。
妊娠届時の栄養指導の推進	健やかな妊娠出産のために、妊婦のための栄養の摂り方や食生活について情報提供します。
妊婦フォロー事業の推進	妊娠届出時に記入してもらう用紙の内容と保健師の面接から、事後フォローの必要性を見極め、妊娠中からのハイリスクケースを予測し早期からの関わりによって不安や課題の解消に努めます。

事業	概要
妊婦のための支援給付事業（旧出産・子育て給付金事業）	妊娠期から切れ目のない子育て支援を実施するため、出産・子育て応援交付金による経済的支援、妊娠期、新生児訪問等による伴走的支援を行います。
妊産婦の健康診査の充実	妊婦が健やかな妊娠・出産ができるよう、引き続き内容の充実を図ります。また、医療機関など関係機関との連携を図り適切な支援が受けられるよう体制を充実します。
妊産婦訪問指導の推進	母子健康手帳交付時の面接や医療機関との連携により、早期から支援の必要な妊婦・産婦の把握に努め、妊娠・出産・育児に関して必要な保健指導や相談を行うことで、安心して出産、育児ができるよう支援します。
支援が必要な妊産婦について産婦人科との連携	妊娠経過、出産時、家庭環境などにおいて支援が必要な妊産婦に関して、県のハイリスク妊産婦・新生児保健管理対象基準に準じて、医療機関、保健所との連携により訪問指導および支援を推進していきます。
妊娠期からの相談支援とママ・パパ教室の開催	妊娠、分娩、産褥期の不安の軽減を図るため、妊娠期に家族で受講し、出産・育児に関する知識を得るとともに、共に協力して子育てをすることを学ぶ場を充実します。また、子育ての仲間づくりの場としての役割を高め、育児で孤立することがないように支援します。
こなんママパパ子育て応援クーポン券交付事業	1歳未満のこどもを養育する保護者に対して、育児用品（おむつや離乳食などに限る）購入時に使用できるクーポン券を交付し、出生後の経済的負担軽減を図ります。
母子保健事業に関する広報・普及活動の推進	安心して妊娠・出産・育児ができ、また虐待予防も図れるよう、妊娠届出時や乳幼児健診時でのパンフレット配布、もぐもぐ教室・ママ・パパ教室でのPRとこなんし子育てガイドブックでの事業紹介などにより広報、普及推進します。また、出産をためらったり悩んだりする母親に対しても相談のきっかけを持ってもらえるよう、広報誌やホームページ、市公式アプリ「こなんいろ」など多様な媒体を通じた事業の周知に努めます。
産後ケア	核家族化などで身近なところに頼れる支援者がなく、また、家族との関係性の悪さから産後、頼りたくても頼れないなどの理由で、産後母親が一人で子育てをしなければならない状況を把握し、産後ケア事業を利用することで母親が心身ともに休める場、子育てや授乳に関する相談や援助が受けられる場の提供を行い、安心して子育てができるよう努めます。

② こどもの成長と発達への支援

【 主な取組 】

事業	概要
新生児訪問指導の充実	生後2か月頃までに保健師・助産師などが訪問し、健康状態の観察と相談、母子保健サービスなどの紹介を実施し、こどもの成長・発達に対する保護者の不安の軽減を図ります。
未熟児・多胎児への育児支援の充実	未熟児養育医療の申請や医療機関との連携を深めながら、それぞれのこどもに応じた相談体制を整備します。多胎児については、新生児訪問に加え、生後3か月・生後6か月児に訪問します。
乳幼児健診の推進	身体測定、問診、診察、栄養指導、歯科診察、歯科指導、こどもの育ちについて、尿検査、視力検査、地域での子育て支援活動紹介などを年齢に応じて実施します。また、こどもだけでなく、保護者の健康状態や、そのほかの問題に対処し支援できるように取り組みます。
歯科健診・指導の推進	健診において規則正しい生活習慣（歯みがき、おやつなど）が身につくよう啓発を推進します。また、市内の5歳児・小学校の児童へフッ化物洗口を実施し、むし歯予防に努めます。
予防接種の推進	予防接種の啓発、未接種者への接種勧奨を行い、接種の向上に努めます。

事業	概要
新生児聴覚検査の費用助成	出産された医療機関で、新生児聴覚スクリーニング検査を受け、聴こえの障がいの早期発見・早期支援ができるよう努めます。

③ 小児医療体制の充実

【 主な取組 】

事業	概要
ハイリスク児の退院連絡システムの推進	未熟児・低体重児・育児不安などの支援の必要な家庭に対して、ハイリスク妊産婦・新生児保健管理対象基準に準じて、医療機関や保健所との連携のもと訪問指導および必要な支援を推進します。
未熟児養育医療の充実	未熟児養育医療の窓口として医療機関との連携を進め、対応を図ります。
小児救急に関する情報提供	不意に起こる事故や救急時に保護者が適切に対応できるように、新生児訪問や健診時に事故予防や小児救急電話相談などの情報提供を行います。
医療費の助成 (※再掲)	子育て家庭に対する乳幼児から高校生までのこどもの医療費の助成、また、ひとり親家庭のこどもやその母親・父親に対して医療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。 取組例…乳幼児医療費助成事業、母子・父子家庭福祉医療費助成事業
健康診断・歯科健診・各種検査の充実	園や学校において各種健診（検診）を充実し、こどもの健康保持と疾病・異常の早期発見に努めます。
園医・校医との連携強化	学校医・医療機関などとの連携を強化し、園や学校においてこどもの健康保持や急病時の対応の充実を図ります。

④ 食を通じた健康づくりの推進

【 主な取組 】

事業	概要
食に関する相談・情報提供の機会の充実	こどものアレルギー・偏食・少食などで悩んでいる保護者に対し、食べることに関する不安の解消を図るため、指導・相談の機会の充実を図ります。また、食物アレルギーのある児童生徒の把握と個別対応に努めるとともに、対応マニュアルの作成を進めます。また、緊急補助治療剤についての研修など、検討を進めます。
食育の充実	発達のために必要な栄養や食事の摂り方、献立などに関する教育、栄養に関する講話などによる食育指導や調理実習などの体験活動の充実を図ります。
離乳食栄養指導の推進	乳幼児健診およびママ・パパ教室・もぐもぐ教室において、担当専門職による指導を通じ、こどもの成長発達に応じた食事についての知識の普及、食生活が原因となる生活習慣病の予防指導などを推進します。
乳幼児期食育講座の開催	子育て支援センターや地域のサロン等で、乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児からの適切な食生活の形成等についての指導を推進します。
ふれあい食育教室の充実	健康推進員による収穫した旬の食材などを用いた調理実習を通じ、食の大切さを学ぶ機会の拡充を図ります。

⑤ 思春期における健康づくりの推進

【 主な取組 】

事業	概要
食育の充実 (※再掲)	発達のために必要な栄養や食事の摂り方、献立などに関する教育、栄養に関する講話などによる食育指導や調理実習などの体験活動の充実を図ります。
保健指導の充実	性に関する情報について、学校など関係機関との連携により、学習機会の充実を図ります。また、喫煙・飲酒や薬物乱用など心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育の充実を図ります。
プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等	男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すとともに、命の尊さなどについて学べる実践・体験的な機会の充実を図ります。 また、保健の学習だけではなく、デートＤＶの学習やアサーションな関わりについても取り組みます。 取組例…保健師・助産師による講話、赤ちゃんの抱っこ・妊婦体験、乳幼児とのふれあい・交流
自殺リスクを抱える人、自殺未遂者への支援	悩みを抱えた人を孤立させないよう、支援を行います。また、自殺予防週間・自殺対策強化月間を活用するなど、啓発・研修・教育を通して、市民の理解促進を図ります。 取組例…こころと身体の健康相談、ゲートキーパー養成研修

施策の方向（２）夫婦がともに担う子育て

夫婦がともに協力して家事や育児を担えるよう、固定的な性別役割分担意識の解消への普及・啓発に取り組みます。

また、男性が主体的に子育てに関われるよう、事業者側へ育児休暇利用の促進や柔軟な働き方への啓発に努めます。さらに男性が家事・育児をするための意識づくりや、家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

① 男性の子育て参画促進

【 主な取組 】

事業	概要
妊娠期からの相談支援とママ・パパ教室の開催 (※再掲)	妊娠、分娩、産褥期の不安の軽減を図るため、妊娠中に家族で受講し、出産・育児に関する知識を得るとともに、共に協力して子育てをすることを学ぶ場を充実します。また、子育ての仲間づくりの場としての役割を高め、育児で孤立することがないように支援します。
育児休業制度の周知と活用促進	働き方改革とワーク・ライフ・バランスの確立のため、育児休業制度の周知と情報提供に取り組み、男性の子育て参画への意識啓発に取り組みます。
ジェンダー平等、男女共同参画、アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発	社会のさまざまな分野に男女共同参画の視点を反映するため、男女共同参画や女性の人権をテーマとした講座などの開催と、市民参加による人権意識の高揚のための活動を推進し、男性の子育て参加のための啓発に取り組みます。

② ワーク・ライフ・バランスの推進

【 主な取組 】

事業	概要
労働時間短縮への啓発 (※再掲)	企業・事業所を対象に、労働時間の短縮について啓発に努めます。また、フレックスタイム制や変形労働時間制などについても啓発を進めると同時に、業務の効率化につながるセミナーなどの開催に努めます。 取組例…企業訪問、ホームページ等での啓発
フレックスタイムや在宅就労などの勤務形態の多様化への啓発 (※再掲)	企業・事業所を対象に、変形労働時間制やフレックスタイム制、子育て期などの短縮時間勤務、在宅就労など、多様な勤務形態導入を促進し、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、情報提供や啓発に努めます。 取組例…企業訪問、ホームページ等での啓発

施策の方向（３）児童・生徒・若者の育成

こどもを権利の主体とし、個々の人格や意思を尊重し、最善の利益を図ることが重要です。

こどもが「知識および技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成などの確かな学力を身につけるため、体験学習や言語活動を積極的に取り入れ、教育内容・方法の充実を図ります。

また、一人ひとりのこどもがその特性に合った指導を受けられるように、個別の指導計画を作成し、特別支援教育の充実を図ります。

こどもの人権侵害の防止や、侵害を受けたこどもへの相談・支援体制といったこどもの権利を擁護する体制を構築していきます。

地域、学校・園、家庭、民間団体、民間企業等と連携し、乳幼児期から若者まで、こども・若者のすべてのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じた体験、活躍ができるよう、機会の創出に努めます。

さらに、図書館や公園などの地域の公共施設の整備や利用促進を推進し、心身の豊かさや社会性を育てていきます。

① 生きる力を育む学校教育の充実

【 主な取組 】

事業	概要
こどもの権利に関する理解促進	こども自らが、権利行使の主体者としての知識と自覚を持ち、身近な人とのふれあいや具体的な学び・行動を通して、課題解決や自己実現に向けて取り組んでいこうとする実践的態度を育てるために、発達段階に応じて自己決定の場や社会参画の機会の充実を図ります。
ジェンダーギャップの解消	男女の固定的な役割分担意識解消のため、男女共同参画などをテーマとした講座などを開催し、男女ともに意識改革を進めるための学習機会を提供します。
性の多様性への理解促進のための啓発	性の多様性に対する無理解により当事者が困難に直面することなく、自分らしく生きることが尊重される社会の実現のため、多様な性をテーマとした講座などを開催し、性の多様性への理解促進のための啓発に取り組みます。
基礎学力向上の推進	児童・生徒の「知識および技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成をめざし、授業改善を推進します。
人権・同和教育の推進	小・中学校、高等学校などの人権学習への講師の派遣、講座などの開催など、人権・同和教育を充実し、こどもの人権意識の向上を図ります。
体験的学習の推進	体験的学習を積極的に取り入れ、学ぶ喜びや楽しさを体得させながら楽しくて力のつく湖南市教育を推進します。また、地域学校協働活動ともタイアップしながら、各校で特色ある体験活動を進め、地域とともにある学校づくりを推進します。 取組例…^{あおはるさい}青春祭「湖南市青少年育成大会」(青少年育成市民会議・各学区市民会議)、コミュニティスクール
児童・生徒指導の推進	児童・生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図るとともに、社会的資質や正しい判断力、行動力を高めることができるよう指導・支援体制を整備・充実します。
児童・生徒の個性に応じた進路指導の充実	児童・生徒の興味・関心や能力、適性など一人ひとりの良さを踏まえた進路指導を推進し、各自が自己実現を果たすことができる進路選択を支援します。
特別支援教育推進のための体制づくり・巡回相談員の設置（※再掲）	特別支援学級や学習障害（ＬＤ）、注意欠如・多動症（ＡＤＨＤ）、自閉スペクトラム症（ＡＳＤ）などの通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒に対し、個の教育的ニーズに対応した合理的な配慮について、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、支援推進のための体制づくりに取り組むとともに、保護者や本人の参画を促進します。必要に応じ、関係機関（福祉・医療など）との連携を図ります。また、巡回相談員を設置し、特別支援教育が必要な事例に対して必要な情報を収集し、校内支援委員会などへの指導助言を行います。また、就学相談や就学支援委員会などの充実、巡回相談員などの人材の確保、人材養成などの計画的な取組を進めます。
読書活動の推進	図書館、学校などで連携しながら、こどもの読書活動を推進していきます。また読書活動の充実により心豊かな児童生徒の育成に努めます。 学校図書館の機能の充実とその活用を図り、児童生徒の主体的に学ぶ力を育むとともに、言語活動の充実に向けた授業改善に取り組めます。各校に配置した学校司書と授業者の連携による授業改善を一層推進します。
スクールソーシャルワーカー配置事業の推進	不登校児童・生徒をはじめ、不安や悩みをもつ児童・生徒およびその保護者などに対し、アセスメントや、福祉的な助言を行い、一人ひとりに応じた指導に努めます。

事業	概要
こどもの権利に関する理解促進	こども自らが、権利行使の主体者としての知識と自覚を持ち、身近な人とのふれあいや具体的な学び・行動を通して、課題解決や自己実現に向けて取り組んでいこうとする実践的態度を育てるために、発達段階に応じて自己決定の場や社会参画の機会の充実を図ります。
不登校支援	不登校児童・生徒を対象に、一人ひとりに応じたゆとりある活動と自立支援を行います。児童・生徒の自信や自尊感情を高め、社会的自立をに向けた支援を行うふれあい教育相談室や訪問指導などの充実を図ります。また、フリースクール等民間施設を利用する児童・生徒への支援や、施設との連携に努めます。 取組例…ふれあい教育相談室

② 社会性を育む多様な体験活動と遊び場環境の充実

【 主な取組 】

事業	概要
キャリア教育の推進	児童・生徒に望ましい勤労観・職業観を身につけるため、総合的な学習の時間などを活用し、地域の企業や商店などとの協力・連携を図り、職場見学や職場体験などを推進します。 取組例…職場見学、職場体験
地域活動への参加促進	各社会教育団体や地域団体との連携を図りながら、地域の文化財や伝統行事を活用した学習を充実し、こども・若者が先人の知恵や技術に興味や関心を持ち主体的な学習に取り組むことを促します。また、こども・若者が地域行事やイベントに主体的に参加し、大人と交流する機会を確保することで、地域とこども・若者とのつながりを強化するとともに、豊かな心と創造性を育みます。 取組例…こなんSDGsカレッジ、青少年育成市民会議・各学区民会議、チャレンジ講座(文化協会)
異年齢同士がふれあえる機会や場づくり	低年齢児や児童・青少年、高齢者など異年齢間でのふれあいが体験できる機会の充実を図ります。園や学校をはじめ、地域の各種施設や自治会館などを、こどもの遊び場や地域住民とこどもとの交流の場、こどもと高齢者のふれあいの場、子育てサークルの活動の場として有効に活用します。 取組例… あおはるさい 青春祭「湖南市青少年育成大会」(青少年育成市民会議)
スポーツ少年団活動に対する支援	スポーツ少年団の活動を通じて、様々な文化・スポーツを体験することにより、こどもにその面白さを伝えるとともに、団体活動の中で社会性を育み、文化・スポーツに対する関心を高めるよう努めます。
公園などの身近な遊び場の確保	湖南市公園等ストック再編基本計画に基づき、こどもが安全に遊ぶことができる公園・広場の整備を進めます。都市公園以外の公園についても、こどもや子育て当事者の視点に立ち、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する公園となるよう整備に努めます。
全天候型遊び場施設の整備	天候に左右されず遊びや体験の機会を確保できるよう、こども・若者や子育て当事者の目線に立ったインクルーシブな遊び場施設の整備を検討します。
図書館の利用促進	こども・若者向けの図書の充実を図るとともに、おはなし会を開催したりブックリストを作成するなどして、生涯にわたる読書にもつながるよう、こども・若者の読書活動を推進していきます。 また、より多くのこども・若者に利用してもらえるよう、こども・若者が参加できる事業を実施するなど体験活動の場づくりに努めるとともに、学びの場などとして活用されるよう環境の整備に向けて検討を進めます。

施策の方向（４）安心・安全な子育て環境

こども・若者を巻き込んだ犯罪や事故を防ぎ、安全で健やかに過ごすことのできる地域環境づくりを推進します。

新たに公共施設、道路、公園などを整備する際には、こども・若者や子育て当事者の意見やユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、すべての市民が利用しやすいよう検討します。

近年、インターネットやSNS利用の低年齢化が進み、こども・若者を狙った犯罪が後を絶ちません。こども・若者に向けてインターネット利用の環境整備やリテラシー教育を実施し、被害を未然に防止します。

また、地域住民全体にむけた交通安全教育を実施し、交通事故の防止に努めます。

さらに、危険が迫った時の避難場所や不審者情報の周知、地域住民による見守りやパトロールを実施するなど、地域での防犯強化を図ります。

① ユニバーサルデザイン・快適な住環境づくり

【 主な取組 】

事業	概要
ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備促進	今後、新たに整備する施設などについては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、絵文字標識など、すべての市民が利用しやすいよう整備促進します。

② 防犯・交通安全

【 主な取組 】

事業	概要
こどもを犯罪などの被害から守るための環境づくり	こどもやその保護者、地域住民に対し、安全教育を実施し情報提供を行います。また、地域・園・学校・警察など関係機関との連携を強化し、こどもが犯罪などに巻き込まれないよう防犯活動を推進します。さらに防犯灯の設置など、犯罪の未然防止と安全で明るいまちづくりを推進します。学校においては「学校防災教育コーディネーター」の活性化を図ります。
インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策	スマートフォンなど、情報機器の正しい使い方が実践できる取組を、保護者への啓発と併せて実施し、「湖南市スマホ使用3か条」の浸透を図ります。 性犯罪・性暴力対策については、こどもへのあらゆる暴力を許さない安全な社会を創ることをめざし、子どもの権利条約の普及および児童虐待防止プログラム事業であるCAP研修を推進します。
犯罪などの被害に遭ったこどもの保護の推進	関係機関との連携を強化し、犯罪などに遭ったこどもの保護を推進します。必要に応じて各相談機関が連携します。
学校や園の安全確保を図る取組の推進	最近の学校における不審者侵入などの事件を踏まえ、来訪者を確認できる施設計画や見通しの確保、各教室の緊急通報システムの整備や防犯訓練の実施など、対策を推進し、園や学校での安全確保を図ります。 取組例…緊急通報システム整備、防犯カメラ設置、防犯訓練実施
こども110番プレートの設置の充実	湖南市PTA連絡協議会で実施されている「こども110番プレート」設置の推進事業を支援するとともに、安全な地域コミュニティづくりを推進します。
青少年見守り事業の推進	湖南市青少年育成市民会議を軸として、市内8つの青少年育成学区市民会議の巡回やあいさつ運動などの活動が活発にかつ円滑に進むように努めます。
社会環境の点検活動の推進	公園や大型量販店、コンビニエンスストアなど、青少年のたまり場になるおそれがある場所の巡回点検活動を推進します。また、見かけた青少年に対しては積極的な「愛の声かけ」を実施するなど、「見せる補導活動」で問題行動の抑止に努めます。
登下校の見守り	地域ボランティアやPTA、市が協力して、交通立ち番や登下校時の声かけ、交通パトロール、また不審者対策として巡回パトロールを実施します。 取組例…交通立ち番、おかえり運動、巡回パトロール
交通安全教育・啓発の推進	正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を実施します。
通学路等交通安全プログラム	各関係機関が連携し、各小中学校等から提出された危険箇所改善要望について合同点検を行い、通学路等の安全確保に向けた効果的な取組を行います。



基本方針4 青年期における若者への支援

【重点課題と取組】

課題	対応する取組
物理的な居場所だけではなく、心理的にも居場所がないと感じる若者の意見	・こども・若者への重層的支援【4－（１）－②】 ・学習の場の確保【4－（１）－①】 ・こども・若者の居場所づくり【1－（３）－①】
自分の将来に希望がないと感じる若者が約3割	・こども・若者への重層的支援【4－（１）－②】 ・企業への人権啓発【4－（１）－①】
これからは湖南市の政策に子どもや若者の意見が反映されていくと思わない若者が4割	・若者のまちづくりへの参画促進【4－（２）－②】 ・こども・若者の意見聴取とフィードバック【4－（２）－②】 ・こども・若者の意見表明の推進【4－（２）－②】

施策の方向（１）高等教育の修学支援

家庭の経済状況に関わらず、若者が大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援を実施します。

社会生活に困難を有する若者へは、多機関連携による重層的支援を実施し、適切な支援窓口へ早期につなぐよう努めます。

また、全国的に小中学生の自殺者数が増加傾向にあることから、若者への自殺対策に取り組み、生きることへの包括的な支援を実施します。

① 学びたい若者への支援

【主な取組】

事業	概要
奨学資金給付制度（※再掲）	高校、大学などに在学している学生に対して奨学金を給付することにより、経済的負担の軽減を図ります。また、これらの制度の普及を図ります。
甲西中学校夜間学級の開設	さまざまな事情で中学校に十分に通えなかった人に、学び直しの場を提供します。
学習の場の確保	学校や家以外での学習の場として、まちづくりセンターや図書館など、身近な公共施設を開放します。また、図書館では資料情報提供を通じた学びの支援を行います。

② 悩みや不安を抱える若者への支援

【 主な取組 】

事業	概要
高校等訪問	こどもたちの学力保障と進路保障のため、義務教育終了後も高校等訪問を通じて見守りを継続し、状況に応じて各機関と連携を図ります。
自殺リスクを抱える人、自殺未遂者への支援 (※再掲)	悩みを抱えた人を孤立させないよう、支援を行います。また、自殺予防週間・自殺対策強化月間を活用するなど、啓発・研修・教育を通して、市民の理解促進を図ります。 取組例…こころと身体 の健康相談、ゲートキーパー養成研修
ひきこもり支援セッション事業	関係機関等と連携し、ひきこもりなど生きづらさを抱える人に対する早期の相談と適切な支援につなげます
青年期の相談支援	高校生・大学生の不登校や発達に関する悩み、就労での行き詰まりなど、青年期の相談支援を発達支援室で行っています。自己理解を経て、なりたい自分に向かえるよう、学校や医療などの関係機関と連携しながら自己実現をめざします。
こども・若者への重層的支援	社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者への支援は、行政の縦割りを超えて多機関連携により重層的に取り組めます。また、支援の窓口の明確化に努めます。

施策の方向（２）就労支援、雇用と経済基盤の安定

若者にとって良好で働きやすい職場環境の整備や就労支援を推進することで、経済的な不安解消に取り組み、将来への展望を持って生活できるよう支援します。

さらに、若者の就労定着や地域の担い手が確保を見据えた若い世代を中心とした移住を促進します。若者の積極的なまちづくりへの参画や意見聴取の機会を設け、市政にフィードバックできるよう検討を進めます。

① 若者への就労支援

【 主な取組 】

事業	概要
企業への人権啓発	人権が尊重され、誰もが生き生きと働ける職場環境整備のため、市内企業を対象に企業訪問を行い、人権研修への取組を推進します。 取組例…企業訪問
新卒者に対する就職支援	近隣市と協力し、地域企業の合同就職面接会・説明会を実施します。 取組例…甲賀市・湖南市 合同JOBフェア

事業	概要
創業者支援	創業希望者に対して、窓口相談、創業塾、ビジネスマッチングの実施による支援を実施します。
ジェンダーギャップの解消 (※再掲)	男女の固定的な役割分担意識解消のため、男女共同参画などをテーマとした講座などを開催し、男女ともに意識改革を進めるための学習機会を提供します。

② 若者にとって魅力ある地域づくり

【 主な取組 】

事業	概要
若い世代の移住促進	結婚を希望する若い世代の新生活を支援するため、新規に婚姻した世帯に対する補助を行います。 取組例…湖南省結婚新生活支援補助金
若者のまちづくりへの参画促進	まちづくりの推進にあたっては、こどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議などと連携し、こども・若者が参画しやすい環境づくりに努めます。 取組例…青少年育成市民会議・各学区民会議、SDGsカレッジ
こども・若者の意見聴取とフィードバック	対面、オンライン、アンケートなど、多様な手法を組み合わせながら、こども・若者の意見を聴取します。また聴取した意見がどのように反映されたのかについて、こども・若者にわかりやすくフィードバックします。
こども・若者の意見表明の推進	こども・若者が権利の主体であることについて周知を図り、家庭や学校、地域、社会で、こども・若者が意見を表明しやすい環境をつくります。



第5章

子ども・子育て支援事業 量の見込みと確保方策



1 教育・保育提供区域の設定



子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅などから容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「湖南省子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育園などの整備にあたり、宅地開発などによる人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、「中学校区」を教育・保育の提供を行うための区域と決めました。

本計画においても、この考えを踏襲し、教育・保育提供区域を「中学校区」とします。

2 児童数の推計

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を令和2年から令和6年の9月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少することが予測されます。

単位：人

年齢	令和6年度 (10月1日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	301	328	322	318	315	309
1歳	348	330	344	333	331	328
2歳	326	364	331	344	334	332
3歳	371	340	365	330	344	334
4歳	383	383	335	360	325	339
5歳	445	404	384	336	360	326
6歳	420	460	400	381	333	357
7歳	451	438	458	400	380	332
8歳	534	477	444	464	406	386
9歳	500	555	480	449	468	410
10歳	498	519	557	481	451	470
11歳	531	521	524	562	486	455
合計	5,108	5,119	4,944	4,758	4,533	4,378

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

なお、人口推計では、以下の開発計画を見込んでいます。

- ・菩提寺北小学校区（甲西北中学校区）140区画 2025年6月造成工事完了予定
- ・石部小学校区（石部中学校区）126区画 2025年8月下旬造成工事完了予定

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制



ニーズ調査結果、人口推計などから、各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

1号認定、2号認定、3号認定については、アンケート調査に基づく、両親の就労状況などで算出したもので、実際の認定とは異なります。

【 令和7年度 】

単位：人

		令和 7 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1 ・ 2 歳	0 歳
児童数（推計）		1, 127		694	328	
量の見込み（A）		210	99	796	441	127
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	564	935	440	111	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育など	0	0	50	17	
企業主導型保育事業		0	0	0	0	
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	
確保量合計（B）		564	935	490	128	
過不足（C）＝（B）－（A）		255	139	49	1	
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		0	0	0	0	
確保後の過不足（C）＋（D）		255	139	49	1	

【 令和 8 年度 】

単位：人

		令和 8 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1 ・ 2 歳	0 歳
児童数（推計）		1, 084		675	322	
量の見込み（A）		202	95	766	429	125
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	564		935	440	111
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0		0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育など	0		0	50	17
企業主導型保育事業		0		0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0		0	0	0
確保量合計（B）		564		935	490	128
過不足（C）＝（B）－（A）		267		169	61	3
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		0		0	0	0
確保後の過不足（C）＋（D）		267		169	61	3

【 令和 9 年度 】

単位：人

		令和 9 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1 ・ 2 歳	0 歳
児童数（推計）		1, 026		677	318	
量の見込み（A）		191	90	725	430	124
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	564		935	440	111
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0		0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育など	0		0	50	17
企業主導型保育事業		0		0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0		0	0	0
確保量合計（B）		564		935	490	128
過不足（C）＝（B）－（A）		283		210	60	4
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		0		0	0	0
確保後の過不足（C）＋（D）		283		210	60	4

【 令和10年度 】

単位：人

		令和10年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,029			665	315
量の見込み（A）		191	90	727	422	122
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	564		935	440	111
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0		0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育など	0		0	50	17
企業主導型保育事業		0		0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0		0	0	0
確保量合計（B）		564		935	490	128
過不足（C）＝（B）－（A）		283		208	68	6
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		0		0	0	0
確保後の過不足（C）＋（D）		283		208	68	6

【 令和11年度 】

単位：人

		令和11年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		999		660	309	
量の見込み（A）		186	87	706	419	120
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	564		935	440	111
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0		0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育など	0		0	50	17
企業主導型保育事業		0		0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0		0	0	0
確保量合計（B）		564		935	490	128
過不足（C）＝（B）－（A）		291		229	71	8
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		0		0	0	0
確保後の過不足（C）＋（D）		291		229	71	8

① 甲西中学校区

単位：人

		令和7年度					令和8年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		318			197	100	303			191	95
量の見込み（A）		68	38	206	138	42	64	34	199	134	38
確保策	特定教育・保育施設	180		255	127	39	180		255	127	39
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	13	6	0		0	13	6
	企業主導型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0		0	0	0
確保量合計（B）		180		255	140	45	180		255	140	45
過不足（C）＝（B）－（A）		74		49	2	3	82		56	6	7

		令和9年度					令和10年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		290			193	92	289			191	93
量の見込み（A）		62	34	188	134	42	61	34	188	133	36
確保策	特定教育・保育施設	180		255	127	39	180		255	127	39
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	13	6	0		0	13	6
	企業主導型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0		0	0	0
確保量合計（B）		180		255	140	45	180		255	140	45
過不足（C）＝（B）－（A）		84		67	6	3	85		67	7	9

		令和11年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		280			187	93
量の見込み（A）		60	31	183	131	34
確保策	特定教育・保育施設	180		255	127	39
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	13	6
	企業主導型保育事業	0		0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0
確保量合計（B）		180		255	140	45
過不足（C）＝（B）－（A）		89		56	6	11

② 石部中学校区

単位：人

		令和7年度					令和8年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		213			125	64	207			123	64
量の見込み（A）		36	23	150	96	32	35	23	145	94	33
確保策	特定教育・保育施設	105		184	93	23	105		184	93	23
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	23	6	0		0	23	6
	企業主導型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0		0	0	0
確保量合計（B）		105		184	116	29	105		184	116	29
過不足（C）＝（B）－（A）		46		34	20	▲3	47		39	22	▲4

		令和9年度					令和10年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		195			128	64	196			126	61
量の見込み（A）		33	21	137	94	31	33	21	138	92	29
確保策	特定教育・保育施設	105		184	93	23	105		184	93	23
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	23	6	0		0	23	6
	企業主導型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0		0	0	0
確保量合計（B）		105		184	116	29	105		184	116	29
過不足（C）＝（B）－（A）		51		47	22	▲3	51		47	24	0

		令和11年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		191			124	60
量の見込み（A）		32	21	134	92	36
確保策	特定教育・保育施設	105		184	93	23
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	23	6
	企業主導型保育事業	0		0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0
確保量合計（B）		105		184	116	29
過不足（C）＝（B）－（A）		52		50	24	▲7

③ 甲西北中学校区

単位：人

		令和7年度					令和8年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		336			184	86	322			185	85
量の見込み（A）		63	25	241	114	40	61	25	230	111	38
確保策	特定教育・保育施設	144		257	110	29	144		257	110	29
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	14	5	0		0	14	5
	企業主導型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0		0	0	0
確保量合計（B）		144		257	124	34	144		257	124	34
過不足（C）＝（B）－（A）		56		17	10	▲6	58		27	13	▲4

		令和9年度					令和10年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		305			185	84	306			180	83
量の見込み（A）		57	23	219	111	35	58	23	219	108	40
確保策	特定教育・保育施設	144		257	110	29	144		257	110	29
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	14	5	0		0	14	5
	企業主導型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0		0	0	0
確保量合計（B）		144		257	124	34	144		257	124	34
過不足（C）＝（B）－（A）		64		39	13	▲1	63		38	16	▲6

		令和11年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		297			179	79
量の見込み（A）		56	23	213	108	36
確保策	特定教育・保育施設	144		257	110	29
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	14	5
	企業主導型保育事業	0		0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0
確保量合計（B）		144		257	124	34
過不足（C）＝（B）－（A）		65		44	16	▲2

④ 日枝中学校区

単位：人

		令和7年度					令和8年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		260			188	78	252			176	78
量の見込み（A）		43	13	199	93	20	42	13	192	90	22
確保策	特定教育・保育施設	135		229	107	24	135		229	107	24
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
	企業主導型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0		0	0	0
確保量合計（B）		135		229	107	24	135		229	107	24
過不足（C）＝（B）－（A）		79		30	14	4	80		37	17	2

		令和9年度					令和10年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		237			171	78	238			168	78
量の見込み（A）		39	12	181	90	22	39	12	182	89	22
確保策	特定教育・保育施設	135		229	107	24	135		229	107	24
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
	企業主導型保育事業	0		0	0	0	0		0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0	0		0	0	0
確保量合計（B）		135		229	107	24	135		229	107	24
過不足（C）＝（B）－（A）		84		48	17	2	84		47	18	2

		令和11年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		231			170	77
量の見込み（A）		38	12	176	88	20
確保策	特定教育・保育施設	135		229	107	24
	確認を受けない幼稚園	0		0	0	0
	特定地域型保育事業	0		0	0	0
	企業主導型保育事業	0		0	0	0
	上記以外の認可外保育施設	0		0	0	0
確保量合計（B）		135		229	107	24
過不足（C）＝（B）－（A）		85		53	19	4

【 今後の方向性 】

小規模保育事業所を設置し、需要と供給のギャップの解消に努め、認定こども園における保育（2号・3号）の利用定員を増やし受入を推進してきました。

また、湖南省においては市内が30分圏内で移動できることから、提供区域外においても積極的に受入を行っています。

石部中学校区・甲西北中学校区において宅地開発などにより、住宅が増加見込みであり、施設整備が必要となります。既存園、法人などに受入定員の増員や施設の整備などを働きかけ、教育・保育の受け皿を充足させ、今後も待機児童が出ないよう取組むとともに保育サービスの拡充を図っていきます。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

ニーズ調査結果、人口推計などから、各事業に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

(1) 利用者支援事業

【概要】

子ども及びその保護者、または妊娠している人が、保育園・幼稚園・認定こども園での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

事業形態は以下の3種類があります。

- ◎基本型（独立した事業として行われている形態）
- ◎特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）
- ◎母子保健型（主として市町村保健センターなどで専門職が支援や連携を行う形態）

【現状】

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	4	4	4	4	4
母子保健型	1	1	1	1	0
こども家庭センター型					1

【量の見込みと確保策】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	5	5	5	5	5
基本型	4	4	4	4	4
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保策（B）	5	5	5	5	5
基本型	4	4	4	4	4
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

市全域をひとつの提供区域とし事業を継続し、提供量の確保を図ります。

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業などで一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実人数	128	66	41	64	60

【 量の見込みと確保策 】

○ 甲西中学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	16	15	14	13	13
確保策（B）	16	15	14	13	13
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

○ 石部中学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	9	8	8	7	7
確保策（B）	9	8	8	7	7
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

○ 甲西北中学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	21	20	17	18	15
確保策（B）	21	20	17	18	15
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

○ 日枝中学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	14	13	13	12	12
確保策（B）	14	13	13	12	12
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

【 概要 】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校1年生から6年までの児童が、学童保育所を利用するものです。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	727	732	815	890	857
児童の集団の規模を示す支援の単位数	20か所	23か所	23か所	24か所	25か所

【 量の見込みと確保策 】

○ 三雲東小学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	71	72	74	75	75
1年生	19	19	20	20	20
2年生	25	26	27	28	28
3年生	15	15	15	15	15
4年生	8	8	8	8	8
5年生	2	2	2	2	2
6年生	2	2	2	2	2
確保策（B）	71	72	74	75	75
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

○ 三雲小学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	164	169	175	182	188
1年生	35	36	37	38	40
2年生	44	45	48	50	51
3年生	38	39	40	42	43
4年生	29	30	31	32	33
5年生	17	18	18	19	20
6年生	1	1	1	1	1
確保策（B）	164	169	175	182	188
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

○ 石部小学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	123	125	127	127	127
1年生	26	26	27	27	27
2年生	27	27	28	28	28
3年生	25	25	25	25	25
4年生	15	15	15	15	15
5年生	12	13	13	13	13
6年生	18	19	19	19	19
確保策（Ｂ）	123	125	127	127	127
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

○ 石部南小学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	77	78	80	80	81
1年生	22	23	23	23	23
2年生	22	22	23	23	24
3年生	13	13	14	14	14
4年生	10	10	10	10	10
5年生	3	3	3	3	3
6年生	7	7	7	7	7
確保策（Ｂ）	77	78	80	80	81
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

○ 岩根小学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	63	63	63	63	63
1年生	15	15	15	15	15
2年生	11	11	11	11	11
3年生	18	18	18	18	18
4年生	8	8	8	8	8
5年生	9	9	9	9	9
6年生	2	2	2	2	2
確保策（Ｂ）	63	63	63	63	63
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

○ 菩提寺小学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	140	142	143	144	146
1年生	27	27	28	28	28
2年生	29	29	29	29	31
3年生	20	21	21	21	21
4年生	29	29	29	30	30
5年生	14	14	14	14	14
6年生	21	22	22	22	22
確保策（Ｂ）	140	142	143	144	146
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

○ 菩提寺北小学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	113	118	119	122	123
1年生	30	31	32	33	33
2年生	23	24	24	24	25
3年生	32	35	34	36	35
4年生	14	14	15	15	15
5年生	9	9	9	9	10
6年生	5	5	5	5	5
確保策（Ｂ）	113	118	119	122	123
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

○ 下田小学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	70	72	74	76	77
1年生	30	31	32	32	33
2年生	22	23	23	24	24
3年生	12	12	13	13	13
4年生	3	3	3	4	4
5年生	1	1	1	1	1
6年生	2	2	2	2	2
確保策（Ｂ）	70	72	74	76	77
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

○ 水戸小学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	107	108	108	109	109
1年生	24	24	24	25	25
2年生	29	30	30	29	29
3年生	20	20	20	20	20
4年生	8	8	8	9	9
5年生	12	12	12	12	12
6年生	14	14	14	14	14
確保策（Ｂ）	107	108	108	109	109
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

見込まれる利用人数に対し、各小学校区単位で必要な整備をします。また、学校敷地内・余裕教室等の積極的な活用を図り対応していきます。

余裕教室が無いなど、小学校施設の活用が困難な場合は、小学校敷地外での整備や、民間学童保育所の公募など検討します。



(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【 概要 】

保護者が疾病などで児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで児童を保護・養育するものです。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	2	7	1	0	18

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	18	18	18	18	18
確保策（B）	18	18	18	18	18
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

市内には児童養護施設がないことから、見込まれる利用人数に対応できる提供体制を広域で調整し、施設や里親への委託により必要量の確保に努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うものです。

【 現状 】

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ訪問件数	391	367	314	336	300

【 量の見込みと確保策 】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	328	322	318	315	309
確保策（B）	実施体制：16人体制 実施機関：湖南省こども家庭センター				

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業の結果、特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスを提供し、関係機関との連携を図れるよう実施体制を確保し、事業は、小学校区ごとに担当している地区担当保健師を中心に展開します。

(6) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大などに対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用児童数	10,265	10,095	10,135	9,600	11,900

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11,600	11,500	11,800	12,100	12,300
確保策	実施体制：5か所				

【 今後の方向性 】

乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、事業を継続し、市全域をひとつの提供区域として、提供量の確保を図ります。また市民ニーズを考慮し、事業の利用状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(7) 一時預かり事業（在園児対象型）

【 概要 】

通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間開催回数	810回	856回	1086回	854回	850回
幼稚園の一時預かり	6,959	9,827	12,416	8,415	9,000

【 量の見込みと確保策 】

○ 甲西中学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	3,664	3,735	3,680	5,117	5,272
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	3,427	3,494	3,443	4,980	5,129
2号認定による 定期的な利用	237	241	237	137	143
確保策（B）	3,664	3,735	3,680	5,117	5,272
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	3,427	3,494	3,443	4,980	5,129
2号認定による 定期的な利用	237	241	237	137	143
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0

○ 石部中学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	832	861	815	1,521	1,539
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	613	635	600	1,400	1,411
2号認定による 定期的な利用	219	226	215	121	128
確保策（Ｂ）	832	861	815	1,521	1,539
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	613	635	600	1,400	1,411
2号認定による 定期的な利用	219	226	215	121	128
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0

○ 甲西北中学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	3,256	3,129	3,121	2,043	2,034
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	2,606	2,505	2,499	1,690	1,655
2号認定による 定期的な利用	650	624	622	353	379
確保策（Ｂ）	3,256	3,129	3,121	2,043	2,034
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	2,606	2,505	2,499	1,690	1,655
2号認定による 定期的な利用	650	624	622	353	379
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0

○ 日枝中学校区

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	2,847	3,074	3,383	2,520	2,455
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	2,208	2,384	2,623	2,067	1,992
2号認定による 定期的な利用	639	690	760	453	463
確保策（Ｂ）	2,847	3,074	3,383	2,520	2,455
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	2,208	2,384	2,623	2,067	1,992
2号認定による 定期的な利用	639	690	760	453	463
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

提供区域ごとに見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

(8) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業、
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【 概要 】

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。

事業としては一時預かりのほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）が想定されています。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	2,616	2,241	3,046	2,590	2,497
一時預かり事業 （在園時対象型を除く）	2,115	1,917	2,579	2,226	2,097
子育て援助活動支援 事業	501	324	467	364	400
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	2,628	2,636	2,644	2,651	2,657
一時預かり事業 （在園時対象型を除く）	2,257	2,272	2,285	2,297	2,307
子育て援助活動支援 事業	371	364	359	354	350
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	0
確保策（Ｂ）	2,628	2,636	2,644	2,651	2,657
一時預かり事業 （在園時対象型を除く）	2,257	2,272	2,285	2,297	2,307
子育て援助活動支援 事業	371	364	359	354	350
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	0
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
一時預かり事業 （在園時対象型を除く）	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援 事業	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

市内全域を提供区域として、見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

子どもが病気または病気の回復期にあり、保育園などが利用できず、保護者も就労などで保育できない場合に利用するものです。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	239	719	880	1,354	1,328

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,394	1,350	1,311	1,303	1,277
確保策（B）	1,394	1,350	1,311	1,303	1,277
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

市内全域を提供区域として、見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

(10) 妊婦に対する健康診査

【 概要 】

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。

【 現状 】

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施件数	4,702	4,406	4,160	4,124	3,566

【 量の見込みと確保策 】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	3,886	3,815	3,767	3,732	3,661
確保策（B）	実施場所・実施体制：医療機関 実施時期：随時（一人あたり14回）				

【 今後の方向性 】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。引き続き、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担していきます。

(11) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童などの支援に資する事業)

【 概要 】

養育支援訪問事業は次の対象者に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行うものです。

○乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要支援児童）

○または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）。

【 現状 】

単位：世帯

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ年間訪問数	30	33	27	19	26

【 量の見込みと確保策 】

単位：世帯

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	27	27	27	27	27
確保策	実施体制： 4人体制 実施機関：湖南省				

【 今後の方向性 】

予防の視点からも、乳児家庭全戸訪問事業からつながる養育支援訪問事業の十分な実施体制を確保し、子どもはもちろんのこと、支援の必要な家庭の保護者に対しても細やかな相談、助言や支援を実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

子育てに対する不安や孤立感を抱える養育支援が特に必要な家庭を訪問支援員が訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

単位：世帯

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	120	120	120	120	120
確保策（B）	120	120	120	120	120
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、養育困難な家庭等支援が必要な家庭の支援に訪問支援員の派遣により、養育者の育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止につなげます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安心・安全な居場所の提供等とおした支援を行い、保護者が抱える課題を解決するための相談支援等を行う事業を検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わりや子育ての悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、相談等を実施することで親子間の適切な関係性の構築を図る事業を検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	826	819	814	810	805
確保策（B）	826	819	814	810	805
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援の推進を図ります。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

未就園の生後6ヶ月から満3歳未満の全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者・養育者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく図るため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付制度です。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児					
量の見込み	11	11	11	11	10
確保策（B）	0	11	11	11	10
差引（B）－（A）	▲11	0	0	0	0
1歳児					
量の見込み	7	7	7	6	6
確保策（B）	0	7	7	6	6
差引（B）－（A）	▲7	0	0	0	0
2歳児					
量の見込み	8	7	8	7	7
確保策（B）	0	7	8	7	7
差引（B）－（A）	▲8	0	0	0	0

【今後の方向性】

こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、就労要件を問わない通園支援を行っていきます。

(19) 産後ケア事業（新規）

産後ケア事業は、出産後 1 年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児サポートを行う取り組みです。産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的としています。

【 現状 】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年間延べ利用者数	109	101	55	47	106

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	84	84	84	84	84
宿泊型	28	28	28	28	28
デイサービス型	33	33	33	33	33
アウトリーチ型	23	23	23	23	23
確保策 (B)	84	84	84	84	84
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

安心・安全な子育て環境を整えるため、退院直後から、出産後 1 年以内の母子に対し、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型によるニーズに合わせたきめ細やかな支援を実施します。

5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進

(1) 教育・保育の一体的提供

近年の社会情勢においては、共働き世帯が増えており、保護者の保育ニーズが年々増加しています。一方、保育ニーズと合わせて、幼稚園の教育に対する希望も強く、保育ニーズと未就学児の教育ニーズの双方に対応する教育・保育ニーズの一体的な提供が求められています。

湖南市では、これらの教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせもった認定こども園への移行や幼稚園による長時間の預かり保育の支援に取り組み、より質の高い教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

(2) 教育・保育などの質の確保及び向上

保育士、保育教諭、幼稚園教諭などに対する研修の充実などによる資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能をもつ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

(3) 小学校との連携の推進

就学前の教育・保育施設と小学校が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

小学校との連携の推進においては、就学前の教育・保育施設と小学校の連携を教育指導計画に位置付け、連絡会を開催するとともに、小学校へ滑らかな接続を図る学習活動の計画的な推進を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案しつつ、給付を行います。

第6章 計画の推進



1 計画の推進体制

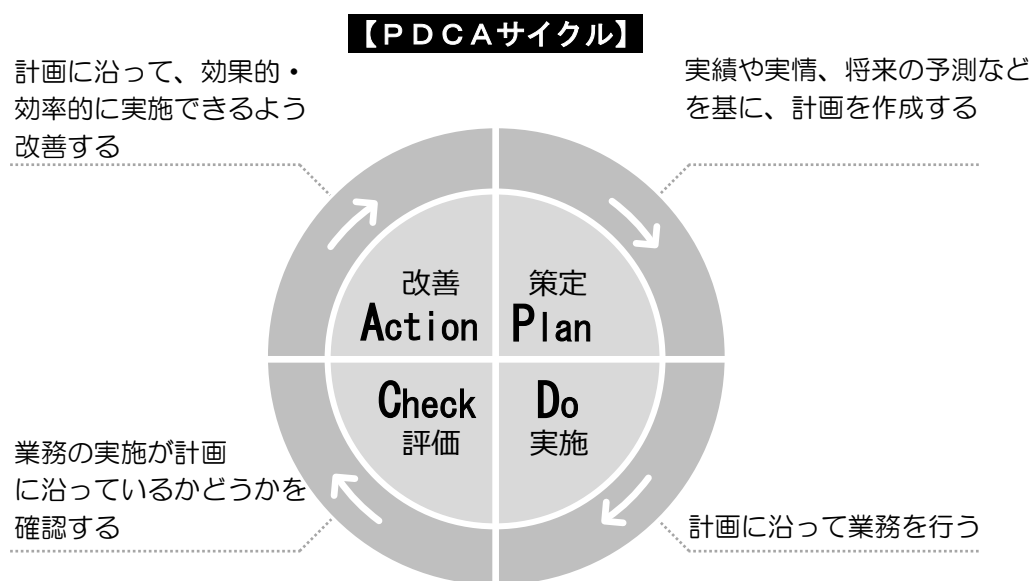
本計画は、福祉、保健、医療、教育、労働、生活環境など多岐にわたっていることから、関係機関、団体、企業などと連携しながら、全庁的に取り組み、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、行政組織だけでなく、引き続き、園や学校などの関係機関をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員および地域で子育て支援を実施している担い手の方たちの協力と参加のもとに推進していきます。

2 計画の進行管理

計画に基づく施策の実施状況を年度ごとに把握・点検するとともに、また、学識経験者などから構成される「湖南市子ども・子育て未来会議」を継承し、進捗状況の確認や検討などを進めていきます。

市民ニーズへの的確な対応、社会・経済情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応するため、PDCAサイクルによって数量的な進行管理や、計画の評価、検証を行い、施策や方針の見直しを行っていきます。



3 各基本方針における目標



	現状（R5）	目標（R10）	担当課
--	--------	---------	-----

基本方針1における目標

地域子育て支援事業（つどいの広場や子育て支援センター）の利用者数	10,372 人	12,996 人	子ども政策課 こども子育て応援課
ファミリー・サポート・センターの提供会員数	23 人	28 人	こども子育て応援課
養育支援訪問の訪問回数	19 回	27 回	こども子育て応援課
子育て世帯訪問支援事業の訪問回数	0 回	120 回	こども子育て応援課
市内事業所における男性の育児休業取得率	51.9%	70%	人権擁護課
赤ちゃんの駅登録施設数	0 か所	40 か所	子ども政策課
子ども家庭総合センターでの延べ相談件数	1111 件	1130 件	こども子育て応援課
こども食堂の実施箇所数	4 か所	6 か所	子ども政策課
まちづくりセンターの整備状況（子どもの部屋）	1 か所	2 か所	地域創生推進課

基本方針2における目標

保育士の就職フェアの参加者数	21 人	30 人	幼児施設課
病児・病後児保育の利用児童数（延べ）	1,443 人 （市外利用含む）	1,554 人 （市外利用含む）	子ども政策課
ひとり親家庭の就労支援件数（プログラム策定数）	2 件	10 件	子ども政策課
ペアレントメンターの人数	7 人	10 人	障がい福祉課 発達支援室
放課後等デイサービスの利用日数（人日/月）および利用人数（人/月）	856 日 94 人	1573 日 174 人	障がい福祉課
南米語学学習教室の参加者数（湖南市国際協会）	38 人	45 人	人権擁護課
長期休暇中のこどもの居場所づくり事業の利用児童数（延べ）	290 人	2,100 人	子ども政策課
障害児受入強化推進事業を行っている放課後児童クラブの支援単位数	0	11	子ども政策課

基本方針3における目標

全国学力・学習状況調査において、困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した（「当てはまる」、「どちらかと言えば当てはまる」の合計）児童・生徒の割合	小学6年生 67.9% 中学3年生 59.8%	小学6年生 75.0% 中学3年生 65.0%	学校教育課
ママ・パパ教室に参加する父親の人数（わくわく♡ゆりかご教室含む延べ人数）	24人	40人	こども子育て応援課
産後ケアの利用人数（延べ）	47人	84人	こども子育て応援課
こころのサポーター数（ゲートキーパー・メンタルヘルス研修受講者）	234人	1,425人	健康政策課
市内小中学校の不登校率	4.2%	4.0%	学校教育課
図書館の入館者数	46,067人 (参考：貸出人数)	48,000人	図書館
公園等ストック再編基本計画の進捗状況	拠点公園の再整備 0/5	拠点公園の再整備 3/5	都市政策課
全天候型遊び場施設の整備検討状況	計画なし	施設整備工事	子ども政策課

基本方針4における目標

高校等訪問の対象者数	487人	487人	人権擁護課
ひきこもりの対象者数	94人	150人	障がい福祉課
青年期の相談支援数	827件	1,000件	障がい福祉課 発達支援室
少年センターでの支援対象者数	57人	65人	少年センター
合同就職面接会・説明会の参加者数	57人	70人	商工観光労政課
結婚新生活支援補助金の利用件数	14人	20人	地域創生推進課
こどもの意見聴取を行った施策数	6	10	子ども政策課